

平成28年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 3 月 1 5 日 (火曜日)

議 事 日 程 (第2号)

第1 一般質問

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1

~~~~~

出 席 議 員 (18名)

1 番	橋 本 章 央 君	2 番	林 健 三 君
3 番	古 谷 幹 夫 君	4 番	緒 方 正 綱 君
5 番	岡 峯 久 雄 君	6 番	下 元 真 之 君
7 番	岩 井 優 之 介 君	8 番	水 間 淳 一 君
9 番	吉 村 アツ子 君	10 番	味 元 和 義 君
11 番	下 元 昇 君	12 番	堀 本 伸 一 君
13 番	楨 野 章 君	14 番	武 田 秀 義 君
15 番	中 屋 康 君	16 番	西 原 真 衣 君
17 番	酒 井 祥 成 君	18 番	橋 本 保 君

~~~~~

欠 席 議 員 ( 0 名 )

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	田 辺 卓 君	会 計 管 理 者	左 脇 淳 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	危機管理課長	野 村 和 弘 君
企 画 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君
商工観光課長	下 藤 広 美 君	税 務 課 長	永 尾 一 雄 君
町民環境課長	植 村 有 三 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君

健康福祉課長	山 本 康 雄 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	谷 脇 健 司 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	岡 澄 子 君	学校教育課長	杉 野 雅 彦 君
生涯学習課長	辻 本 明 文 君	農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君
代表監査委員	中 岡 全 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長兼町民生活課長 山 脇 一 生 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 仲 治 幸 君 町民生活課長 林 久 志 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 宮 地 正 人 君 | 次 長 | 酒 井 弘 恵 君 |
| 書 記     | 國 澤 みやこ 君 |     |           |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（橋本保君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまより平成28第1回四万十町議会定例会第7日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

2番林健三君の一般質問を許可します。

2番林健三君。

○2番（林健三君） どうもおはようございます。

ただいま議長のほうから許可をいただきましたので一般質問を始めたいと思います。

通告のほうは三点ほど、選挙、それから林業振興、環境対策についてということで質問したいと思います。

まず最初に選挙関係についてということで、低年齢化に伴い、政治や選挙に関心を持たせるための方策についてということで質問したいと思います。

これは、皆さん御存じのように18歳の選挙権ということで、選挙年齢が18歳以上に引き下げられる改正公職選挙法の施行を6月に控え、2月15日のNHKニュースの全国アンケートの結果ですが、一番といたしまして、誰を入れたか分からない、投票に不安があると、三番目に自分の1票に自信が持てないというアンケート結果が出ております。これに対して、政治や選挙に関心を持たせるための方策についてお聞きをいたします。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

ご承知のとおり、平成27年6月、公職選挙法の一部を改正する法律が成立をし、公布されたところでございます。今回の公職選挙法の改正によりまして、選挙権年齢が満18歳以上までに引き下げられ、今年の参議院議員選挙から選挙に参加することができること等が規定されたところでございます。

そこで、若者に政治や選挙に関心を持たせるための方法ということですが、政治や選挙に関心を持ってもらうためには、やはり国や社会の問題を自らの問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育てる主権者教育の充実がますます重要になっていくというふうに考えております。

今回、主権者教育について学ぶ高校生向けの副教材が全国の高校に配布されたと聞いておりますけれども、これらを十分に活用した教育も必要になってくるというふうに考えております。ただし、難しいことだけを教えるのではなくて、例えば学校で模擬選挙を実施することも有効な手段であるというふうに考えております。生徒たちは、聞くところによりますと、選挙は面倒くさいものというふうに思っているというふうに聞いております。それでも、模擬投票などをやってみると、簡単に選挙できることが生徒にも実感できるというふうに思っております。

本年度、県内の公立高校でも県の選挙管理委員会による政治、選挙の重要性、それから投票権行使の大切さ、さらにそういったことについて講義や模擬投票などが実施されたというふうに聞いております。町内の高校でもこの講義が行われたわけでございます。そういった取組から政治、選挙に興味を持ってもらうのも一つの方法であるというふうに考えております。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） 今、課長のほうから答弁がありましたが、この件については先ほど言ったように、2月22日、高新的新聞、私ちょっとメモしておりますが、この中で、これは高校生対象にしているわけです。2年生約1,300人に学校を通じてアンケートを行った結果ということで、必ず行くという方が半分以上、それからあと、政治に関心がないと答えた生徒はほぼ半数おったように書いております。今後は主権者意識をどう高めていくかが課題になりそうなのというようなことを書いておりますが、その中で、課長、授業で学ぶ機会を増やすとか、この中に、新聞、政治に関心を持つための方策として、授業で学ぶ機会を増やす、新聞やインターネットでニュースに触れると。また、こういう、うちもケーブルテレビとかあるわけですね。それで、子どもたちというたらあんまりケーブルは見らんかもしれんけど、その辺で伝えていくという方策もあると思いますが、どうでしょうか、その辺も。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 高新的の件もありましたけれども、選挙について、投票に行くという回答が61%というふうになっているようですけれども、これは比較的高い数字ではないかというふうにも考えるところですが、一方、議員おっしゃられましたように、ほぼ半数が政治に関心がないというふうに答えておりまして、先ほど言われましたように、主権者教育をどう高めていくかが課題になっているというふ

うに書かれておるところでございます。

また、このアンケートとは異なりますけれども、一部の識者の間では若者の政治離れが指摘されるけれども、高校在学中や卒業直後なら政治や経済について学んだばかりでありまして、政治への関心は比較的高くなるかもしれないといった意見もあることもありまして、やはり高校での主権者教育ということにどう取り組むかが課題となってくるというふうに考えております。

ケーブルテレビといった方法も考えていきたいというふうに思っておりますけれども、やはり学校の授業やホームルームなどを通じまして、選挙でありますとか、政治についての重要さを勉強するために模擬投票など、そういったことがまずは重要でないかというふうに考えております。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） この点については、また後に議員が控えているようでございますので、この辺で一番目の通告はこれで終わります。

二番目の小中学生及び高校生を対象とした模擬議会の開催についてということで、これは本当に重要なことだと思っております。これは私たち議会も主導になってやるべきかもしれませんが、執行部の考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

選挙に関する模擬投票と同様に、模擬議会についても若者に政治に興味を持ってもらうという方法としては効果があるというふうに考えております。自分たちに身近な問題を模擬議会という場で議論することで、生徒たちは政治が身近なところにあるというふうに思うのではないかとこのように思います。こうした身の回りのことが政治への関心のスタートであるというふうに考えます。

また、小中学生、高校生がどういったことに関心を持っているか、あるいは問題意識を持っているかということも分かり、行政としても得ることは多いのではないかとこのように考えております。

今のところ、そういった具体的な計画はないところですが、このことにつきましては、議員がおっしゃられましたように、議会の皆さんとも協議しながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2番（林健三君） いろんな形で、これは両方が両輪になって、模擬議会を開いていかないかと私は思っております。その中で、町長はいつも人材育成、人材育成と言っておりますが、その点も政治に関心を持って、議員も次のときには削減になってくると思います。それで、後継者をつくる意味、やっぱりその辺もやっていかないかと思っておりますので、この辺。あと控えておりますので、この辺で終わります。

三番目の教職員の政治的中立性の確保、維持についてということで、この中では、教職員の中には保守系もおれば革新系もおると思います。その中で、教職、立場になって小学校、中学校、それから高等学校も含めますが、一応義務教育関係、小・中の関係ですね。それで教員が、小学校の場合、5、6年生を対象にしてやる場合とかあると思います。その中で、過激いうて言うたら悪いですけど、そんな指導方法やった場合と、それから、どういう時間で、言うたら僕らのときは道德とかいろいろ特活とかいうような授業があったように思います。どういう形で教えていくか、それをお聞きします。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） まず、どのような時間に、どのような形で教えていくかということなんですけれども、小中学校では社会科のまず時間に、小学校の6年生、あるいは中学校の3年生の公民というところで、私たちの政治ということについても学んでいきますし、それから、生徒会活動では生徒会役員を選挙で選ぶということなど、集団とか社会の一員として、より良い学校生活づくりに参画するということで、直接選挙を行ったり、あるいはその中からみんなを選ぶと、演説なんかも行っております。そういうふうにして実際に体験的に行っております。

それから、先ほどお話もありました、例えば総合的な学習の時間を使つての模擬選挙であるとか、模擬議会を町と一緒に連携して実施するというのも効果的なことではないかと思ひます。

それから教職員ですけれども、全体の教職員は奉仕者として公共の利益のために勤務すべき職責があり、一定の政治的活動が制限され、その地位を利用して選挙活動をすることも禁止をされております。特に、教育の政治的中立の原則に基づきまして、学校において特定の政党を支持したり、反対したりすることの政治活動は禁止されているわけです。さらに、教職員の選挙活動、その他の政治活動につきましても教育公務員特例法に特別の定めがあつて、政治的行為が制限をされております。したがいまして、教職員につきましてもは教育公務員法であるとか、それから教育公務員特例法、国家公務員法、公職選挙法等が

ありますので、教育の政治的中立の確保、維持がなされているところです。これらの規定に違反する行為や、教育の政治的中立性を疑わしめる行為をすることにより、町民の信頼を得ることがないよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） 例えば、国、言うたら悪いですけど、ロシアとか、中国ということ、アメリカとかいう、で教える場合もあると思いますよ。言うたら、社会主義国とか共産主義国とか民主主義の保守系ですわね。そういう教え方もあると思いますが、もう一回課長に聞きたいと思いますが、もしそういう過激なことをやった場合に、教職がやったときには処罰いうのはないんですか、一切。何か今説明してくれたけどよね、もう一回、あったらその辺だけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 法令に従いまして、そういう処罰のほうについては、それに従いましてやっていくということになります。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） この件については後へ議員が控えておりますので、これで、この選挙関係のことは。

その中で、関心がないということがかなり高新の中へ出ておりますので、お互いに小学校、中学校ぐらいから教えていって、選挙になじませて人材育成をつくっていったらいいかと思っておりますので、その辺。

また、その中でも、今年の夏の参議院選で初めて導入される高知・徳島両県の合区の問題がこの新聞に出ておりまして、これが67.3%という、知らないという回答。私でもなかなか合区の誰を選んでええかということは、なかなかちょっと疑問が私もあるところがあるがですけど。その辺でよろしく、この件についてはよろしく願いをいたしたいと思います。

林業関係のほうへ、林業振興について聞きたいと思います。一番目に、四万十ヒノキのブランド化の今日までの取組ということでお聞きしたいと思っております。これは1市2町1村ということでブランド化に取り組む予定であったように思いますが、今までの取組についてお聞きをいたします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） それでは四万十ヒノキのブランド化についての取組につ

いてお答えさせていただきます。

四万十川の本流、そして支流域の4市町村、中土佐町、四万十町、四万十市、三原村が連携して、優良な森林資源でございますヒノキを活用しながら地域全体の木材の利用促進、そして県外に知名度のある四万十を活用してブランド化の推進に取り組んでいるところでございます。

これまでに、平成23年に4市町村で協定を結んで、同年8月に協議会を設立しております。その中で、森林整備の促進とか、公共施設の木造木質化、それから四万十ヒノキの利用促進、それから供給体制の構築等について話し合いを持ちながら進めているところでございます。協議会の会長は最初は四万十市長でございましたが、現在は本町、四万十町長が務めております。

具体的な動きといたしましては、まずは森林整備の現状を把握しておかなければならないということで、現地での作業道研修を始め、講師を呼んでの長伐期などについての勉強会も行っております。また、公共建築物の木造木質化を推進するというので、4市町村で、各市町村で、産材利用推進方針というのをそれぞれの町で策定しております。それからロゴマークとか、ヒノキ製のポスターなどを作って、都心で開かれる展示会とか木工教室、そういったものへも参加を行ってPR活動を行っております。また、地域、団体市町村についての、取得、そういった件についての研修なども行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） 今、課長のほうから答弁がありましたが、この件については販売の関係もありますので、いろんなところでまた聞いていきたいと思いますが、これは町長にひとつお聞きしたいと思います。

ブランド化するためには、高幡木材センターというあれがあるがですね。その中で販路の拡大。今、木材価格は本当に低迷してます。製品が売れりゃ素材業者も動く形になりますが、その辺のてこ入れいうて言うたら悪いですけど、町長はどんな考えを持ってますか。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 高幡木材センターのやはり位置付けというのは非常に高知県西部でも大切な重点的な位置だというふうに自分は捉えています。

就任させていただいて二回、昨年と本年と市にもご案内いただいて、来ていただいた業

者の皆さん方ともちよっとお話をさせていただきました。四万十ヒノキの色合いとか色目とか、そういったものは非常に評価高いですので、今後はこの木材センターをやはりこの西部の中心の市としてしっかり支えて、全国にアピールできるような市にしたいとは考えておるところでございます。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） これは是非、町長、いろんな形で、また次の項目にありますので、その辺でまたやらせていただきたいと思います。そういう気持ちを持っていただければ幸いです。

二番目の販路拡大を目指し、今後の取組についてということがありますが、この件について何か執行部の意見があったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 販路拡大というのは大変重要となると思っております。

現在、先ほどご説明いたしました四万十ヒノキのブランドの取組であります。これは四万十ヒノキという良質の木材をとにかく皆さんに認めていただいて、最終的には消費者の方に商品として選んでいただくということが重要であろうと思います。

今までには森林整備の方法とか、イベントへの参加とか基礎的な動きであったと思っております。現在は、どちらかというと生産者側、いわゆる川上側での取組にとどまっているということは否めないところでございます。今後はやはり販路拡大に向けて、先ほど町長の答弁がありましたように、やはり地域に高幡木材センターという市があるわけですので、この市はやはり重要だと思っております。ブランド化に向けては製材所とか工務店、また設計業者、各種事業者など消費者に近い関係者との連携が必要ということになってます。そのためには、この高幡木材センターで行われております市をもっと活性化するように、四万十ヒノキの名前を大いに使っていただくと、そして川上側の取組だけではなくて、先ほども申し上げましたように、消費者に近いところでの動き、そして消費者に良質の四万十ヒノキを大いにアピールしていくことで販路拡大につなげたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） この件については町長にひとつお聞きしたいと思います。

韓国の高敞郡と今、姉妹都市のことをやってますよね。その中でもそういう販路。向こ

うへ、現地へ行ったときにこういう名刺、それから名刺入れとか。町長、やっぱり率先するがやったら、こういう名刺、私もちょっと中国人に頼まれて500枚ぐらい、これを持っていったがです。しらの名刺ですよ。それはコピーして自分が使うという。最初やったときに、この匂いをかんだときに「何とええ匂いがします」言うて、中国人が言ったですよ。やっぱりその辺を、外国へ売り込むというのは一番の手じゃないかなと思ってます。日本の国内じゃもう流通かなりしてますので、やっぱり外国主体にして、韓国、中国とかというような形でやっていかないかなと思っております。

それに、私、事務局のほうからちょっと調べらせてもらいましたが、ここの近辺の小学校の机、椅子を、四万十町は机、椅子は全部木造に替えてます。それで、その辺、首長たる者は集まったりする機会があると思います。そういうところで、こういう名刺を配ってアピールする。これはどこの名刺で言うたら、四万十ヒノキじゃ言うて、ヒノキでも四万十ヒノキにしたらいんですよ。そういう形で販路拡大をしていく。また、机、椅子の外交。中土佐町はあと上ノ加江だけ残っているようです。ほんで、黒潮は全然スチール製で、やってないというところで、町長同士が話合いするときに、どうですか言う、やるのが販路拡大ではないかなと思っておりますが、その点、町長、どうでしょうか。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

まず議員ご指摘のとおり、そういったすごい啓発活動は功を奏するというふうには考えております。

ただ、木材の振興策としては、やはりこの平成28年の当初予算にも提案させてもらっておりますが、やはり地域で町産材も使っていくという意識の醸成もしていかないと、なかなか両立しないと、木材の今後販売にはなかなかつながりにくいんじゃないかなというふうに思います。そうすることが山の手入れにもつながっていきますし、やはりそういった地域内の住宅政策もしながら、そして先ほどご指摘がございました名刺とか、そういった様々な啓発にもつなげていきたいと思ってます。

去年ですか、芝浦、港区の区役所に、支所にこの集成材の使用をいただいたということで、港区の区長ともちょっと対談をさせていただいて、そういったことで都内のテレビの報道もして、一応啓発したことはあります。ですから、もっともっとそういう切り口を使って、これからのそういった広報活動には精いっぱい取り組んでいきたいとは考えております。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） 是非ともその辺取組をしてよね。

私たち、東京都の奥多摩のほうへちょっと研修に行ったことがあります。そこに、奥多摩郡の村長が、私とこも机、椅子、子どもたちに優しい環境をつくるために全部机、椅子はこっちから買って、今全部整備をしましたというような関係がありますので、是非ともその辺アピールして、高知県の小学校、中学、教育関係の机は全部木の机、椅子にしていきたいような考えがあります。町長も思い出があるかもしれませんが、私の場合は木で、私らは鉛筆研ぎを、ナイフを持っていきよったがですね。その辺で字を彫って記念に置いちゃったというような経過もありますので、今となったら思い出というようなことがありますので、その辺もよろしく検討していただきたいと思います。

三番目に、安定供給が見込めるヒノキのポット苗の栽培計画についてということで、これは轟崎の学術研究林から種子の採取ということを上げておりますが、その計画はできないものか、お聞きをいたします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） ヒノキなどのポット苗についての導入はできないであろうか。そして、轟崎の研究林からその種を採れないだろうかというご質問であったと思います。

まず、現在の苗木の事情については、お聞きしたところ、土佐山田のほうに種苗緑化協同組合というものがあって、そこで取り扱っているようであります。実際には本町でありますとか、四万十市とか、宿毛市などで個人で生産をされておって、それを組合がまとめているという状況です。県下的には苗不足ということもあって、県外から取り寄せているケースもあると聞いてます。

ポット苗については、現在、国有林などで植えられているようであります。通常の苗の約2倍ぐらい、170円程度掛かるということで、コスト面でやや課題があるというふうに聞いております。ほんで現在のところ、そのポット苗については取組ということをしておりませんが、また今後要望等があれば導入も考えたいと思います。

それから、もう一点の轟崎の苗について、種を、それを使えないだろうかというご質問であったと思いますが、種を使う場合にはやはり種苗法というのがあって、生産するために講習をしておかなければならないとか、どこの産地であるとかという、その表示が必要であるというふうに聞いております。それで高知県は、先ほど申し上げましたように、組

合のほうで購入をして栽培を行っているところであります。

ご質問の轟崎でございますが、ここは、森林管理署所にお尋ねしたところ、当時の栽培に関する情報とか文献が全くなくなっているということで、どこから来た母樹なのか分からないということになっております。言うたら法的に必要な情報を集めるためにはもうちょっと詳しい、一から調査をしていかなければならないということになっております。

公として取り組むのであれば、そういった法的なことも考慮しなければなりません。個人が個人の山に植える場合は、これは全く大丈夫なんです、そうやって販売するということになりますと、なかなかそういう一定の法的な取扱いが必要であるということになっております。現在、そういった調査などに相当な手間暇がかかりそうであります。新植の要望件数とか、販路も含めて、また、既存の苗の生産者への影響なども考えて、もう少しその点については研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） 課長、よく聞いてくださいよ。この件については、私、なぜポット苗かといいますと、ポット苗の場合はいつでも植えられる。苗木の場合、今87円、何ぼやったかな。ポットのときには170円とか言っておりましたが。確かにコストは高くなると思いますけど、今からこの後の問題も出てきますが、バイオマスの関係、どうしても皆伐が多なってくると思います、間伐よりもよね。材を確保するためには。ですから、ポット苗やったら時期的、いつでも植えられるがですよ。苗木の場合じゃったら、春、今頃から、4月頃が植え付けの時期ですわ。だから、そういうことで私はポット苗の育成をしてよね、どうかいうことを問うちゅうわけです。

この中でも、四万十、なかなか、国有林の営林署があったときに、私もその一員として実の採取をしたことがあります。それを、今で言うたら森林局ですわね、そのときは営林局でしたが、山田のほうへ送って、それを、苗木を作って県下の営林署へ回しよったというような経過がありますので、あこの、轟崎の学術研究林というのはすごい種子が植わっていると思っておりますよ、私は。何で営林署があこが実を採って山田のほうへ送りよったかということは、かなり四国管区の精英樹、ちょっとなかなか課長が言うには分かん、と、精英樹の母体自体がどこから来たもんかよね。その辺の把握いうのは営林署が多分、調べていきやあよね、DNA鑑定かもしれませんが、分かってくると思っております。営林署というのは、私らのとき、私の部落にも事業所がありました。その中でそういう苗木を

高知県の営林局から送ってきて、植え付け、大正の芳川ですけど、私は、そこで1,300部ぐらいあるがですよ、ヘクタール。そういうところへ植えていってるとい経過もありますので、この学術研究林については是非とも大事にする。

佐川町でしたかね。今、母樹の精英樹を作りゆうと。うちはもう既にあるがですよ、轟崎にそういう母樹体が。ほんで、佐川よりも先に言うたら走れる。ブランド化するにもそのヒノキを使った。多分この四万十川流域は種子採って、植えても同じ赤みの、紅色言うたら悪いですけど、宿毛産のほうは材質が黄色いがですよ。それを四万十ヒノキとしてブランド化するには、やっぱりそういう実を採って、苗木から育てるががブランド化じゃないかなと思っておりますが、その点についてまたお聞きをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） ポット苗につきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、季節の制約を受けにくいといった点とか、狭い土地で栽培できるとかいろいろ有利な面があります。ただ、コストの面があるということで進んでないというのが現状ではなかろうかと思っております。

轟崎の研究林についてであります、やはり何回も営林署のほうに確認したところ、やっぱり文献、そういうデータがないということで、そういったことで使いにくいというのが現状であります。ただ、私たちは先輩方から、あその木は優秀であるというふうに聞いておりまして、思っておりますので、何らかの形で植えてみて実証していくということが大事ではなかろうかと思っております。そういったこともやってみたいとは思っております。

ただ、販売というところに結び付けるのであれば、先ほどの法律がやっぱり引っ掛かってきますので、そこら、手順を踏まなければなかなか進めないというのが現状であります。

ただ、営林署の方は次々と代わっていかれますけど、私たちはしっかりと先輩方にそうやって、引き継いでやっておりますので、あの木は有効的に何か活用できないか、それは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） 課長、是非ともこの辺は検討するでなしに、前向きに考えていただきたいと思っております。

4点目になりますが、木質バイオ事業の今後の取組についてということでお聞きをした

いと思います。平成27年度の予算の中に1億4,500万円、それから平成28年度のバイオマス推進事業で3,850万円を計上しておりますが、この点についても、本当に高軒高ハウスの関係もあると思います。そこへ供給するために、数神の今後の取組について、執行部の意見を聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 今ご質問ありましたように、森林組合が事業主体となって木質バイオマス施設の整備を始め、製造、販売体制などを含めて、国の事業を活用して現在、実証事業に取り組んでいるところでございます。

このバイオマス製造施設では、先ほど議員おっしゃいましたように、次世代の施設園芸団地において燃料として使う乾燥おが粉を作ることと、それから県内で必要とされております乾燥チップ、製品としては二つを、製造を行う予定でございます。

まず、次世代施設へ供給する乾燥おが粉の製造については、施設内で、のこ引きして作る生おが粉ですね。乾燥してないおが粉。それと、大型製材所などから購入する生おが粉。これを、その施設へ集めてきた木材とか、施設でつぶしたチップなどを燃やして、乾燥して、最終的に乾燥おが粉として次世代団地に供給する計画でございます。

先ほど申し上げたように、システムの経営安定のためのチップについても、やはり乾燥させて販売をしていきたいというふうに思っております。それから、施設整備を始め、原木の調達、製造、それから販売、一連の計画を立てて、林野庁の指導も得ながら実証を現在進めているところであります。

木材であります。この実証事業に必要な木材は、調達しなければならない原木として約2,800㎥と試算しております。この量であれば、現在大正北ノ川のほうに貯木場がありますが、そちらのほうから低質材が約3,000㎥ほどありますので、調達が可能というふうに考えております。

ただ、この施設をフル稼働させた場合には約4,600㎥の木材が必要というふうになっておりますので、現在よりも集めてこななければならない。3,000㎥確保できる見込みであります。さらにその分を増やしていかななければならないという現状でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） この点については次の項目にあるがと関連します。五番目のほうに移らせていただきます。

森林組合の買取木材価格についてということで、今、これに上乗せする、梶原町では端尺言うたら悪いですけど、それへ4,800円の補助を出しております。その立法数に対して、もし出してきた場合には個人に現金で渡しているようでございます。立法数が分かれば、その辺を職員が換算して、来てもらって支払をしている。また、製材業者にも4,000円ぐらい。本当に梶原、隣の梶原町ですけど、すごいお金を出して、買取価格8,500円ぐらいで買取りしているようでございます。

上積み言うたら悪いですけど、バイオマス事業の関係で木材調達が鍵になってくると思います。山主から木材を集めるために買取価格に補助金を出す上乗せの計画はないか、その辺をお聞きをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） この施設で木材を調達する際に、買取価格に上乗せをしてお支払できないであろうか、そういう補助ができないであろうかというご質問であったと思います。

確かに梶原町では、1 t 当たりと聞いておりますが、4,800円を上乗せして8,800円程度で買取りをしているようでございます。

本町についての動きであります。現在は実証期間中ということもございまして、計画の中で高知市のバイオマス発電施設の買取価格を基本として、1 t 当たり8,000円というのを基本として、運送費とか、各手数料を差し引いて手取り額を算出しているところでございます。その額については「森林組合だより」という、森林組合のお知らせでもあったと思いますが、2 m以上の原木で5,750円、それから2 m以下のもので4,339円というふうに示されております。現在につきましては、先ほども申し上げましたとおり、実証期間中ということもあって、価格の上乗せについては考えておりません。

ただ、平成29年度以降については、その実証結果とか、他のバイオマス施設の動向も見極めながら、必要であれば検討してみたいと思います。

ただ、低質材の活用については、町内でも加工販売されております製材業者等もございまして、そちらとも均衡を図る必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） 課長が言ったように、「森林組合だより」、これ5号というやつで載っております。その価格は確かに5,750円、それから2 m以下で4,339円という価格が載

っております。

私も林業推進委員の一員でございます。その中でこの間、会をした結果、推進委員の中の会の中で、消費税入れて5,750円、6,500円で組合が買い取るという話を組合長がしました。それではちょっと、推進委員の委員の中から6,500円じゃ逆算してもなかなか燃料代、人件費プラス林内作業車とかいろんなものを借った場合には、それじゃ出てこない、無理だと。6,500円では絶対材は集まりませんよということで話しした結果、やっぱり8,000円ぐらいは上積みしてもらわんといかんと言っておりましたが、これは執行部、一番のトップの町長にお聞きしたいと思いますが、6,500円であと1,500円を上乗せしてもらいたいというような私は考えっております。このバイオマスの事業を成功させるためにです。

先ほども言ったように、梶原町の関係を言いました。梶原は8,800円出して、職員が言いますと、たくさん材は集まっていますという返答がありました。そういう経過もありますので、森林組合は一応この間の話の中では4,000m³、民間で3,000m³を構えていただきたいという話を組合側からありました。提示がありましたが、その上乗せ分の1,500円、もし、町長の考え今から聞きたいと思っておりますが、その商品流通券言うたら悪いですけど、どこでも使える、上乗せの分ですよ。もし出してくれるなら、1,500円。言うたら、石油屋でも使える、スーパーでも使える。そうすると循環型になって町が活性すると思いますよ、町長。ふるさと納税で5億も6億も集まりゃあよね、その一部を充てるとか。何で梶原がこれぐらい、4,800円も出せるのに、うちの町が、そういう金もたくさん集まっております。出せないかという疑問が私はあるんですけど、その点、町長はどう考えてますか。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

現段階では、この1,500円なりの歳出を組むというような協議は全く今まではしていませんでした。確かに、先ほど担当課長が申し上げましたように、平成28年はまだ実証期間中です。確かに民間の事業所もありますし、町の財政的な問題もありますので、その辺を、やはり地域の循環ができるような体制。この中に今ご提案があったそういった地域通貨的なものを組み込んで、言えば公的な負担をしてやっていくのがいいのかどうかということもちょっと私、預からせていただいて、検討させていただきたいと思います。

今までは、組合の今、5,750円という単価でやっていこうという方針でございましたの

で、ちょっとまだ協議できておりませんので、今後の協議の中に入れていきたいと考えております。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） これ、町長、是非とも高軒高ハウスの燃料供給のためにもしなくては、うちは、大正・十和は林業立町で来たと思います。窪川は農業立町で来たかもしれませんが、その点も含めて、やっぱり今からの外貨を稼いでいくというようなところは、窪川町にもすごい、山は大正・十和みたいに急峻じゃないですよ。すぐにもう切れば出てくると、その日に出てくるようなあれがあります。作業道さえ付ければよね。その辺がありますので、是非ともこの件、検討していただきたいと思います。検討でなしに、実行していただきたいと思います。

それから、林業関係の最後になりますが、これもこれに付属した問題と思っておりますが、今まで林内作業車の購入予定はあるのかないか。それを、まず執行部のほうの意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 林内作業車、フォワーダと言われておりますが、について、まず町で購入して、それを林業従事者の方に貸付けを行うというようなことをしてみたいという、前、答弁もさしてもろうたところでございますが、現在は、今のところ、林内作業車ございまして、その貸付けのほうを森林組合のほうにお願いをしているところでございます。

それと、今後、木材を集めるために大きな林業事業体だけではなくて、また自伐林家の方にも力を借りないかんわけでございますので、そういった機械整備は重要になってこようと思います。それで、当初予算のほうには計上できておりませんが、現在、自伐林業者の方が森林整備のために使う機械、それをレンタルしたような場合に、その支援策はできないであろうかとかいったようなことを検討しているところでございます。

ただ、林内作業車について、フォワーダについてはなかなか特殊な機械でありますので、レンタル先、借入先が少ないというのも現状でございます。この点については、ちょっともう一工夫要るのかなというふうに思っております。

今のところは森林組合のほうで、先ほど議員お示しいただいておりましたが、「森林組合だより」の中でもあると思いますが、トラックなどいろんな機械を、貸付制度がございます。そういったところでご活用いただきたいと思っております。今のところは購入する

という方向にはなっておりませんが、新たな支援策も検討中であるというところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） 今、課長のほうから検討していると言っておりましたが、これ、木質バイオ関係の搬出するためには必ずこういう林内作業車が要るがですよ。なぜ私が言ってるかといいますと、森林組合が出しているレンタル料、3 t クラスで一日5,000円と。なかなか森林組合も仕事が、作業員がいっぱいで、借れる時期がないがですよ。ほんで、ですから、私はこういう質問事項を出しているわけです。まず森林組合が優先的で、空いた時期というのは多分、この中に自伐林家やりゆう方もおると思いますが、借れる時期がないがですよ、はっきり言うて。ですから、私は、言うたら3 t クラスないし2 t クラスの林内作業車、言うたら窪川町で1台、それから大正で1台、それから十和で1台と、計3台あれば、どこか個人の民間の山主が借りに行ったときには借れると思いますよ。森林組合を、課長、当てにしても全然駄目ですよ、本当に。悪いけど。自分とこの仕事を優先的にやらないかんもん、借せえ言うたち、貸せるわけはないですよ、本当に。職員もこの間、会やったときも言いよったがですよ。それは時期が空いちゅうときやったら貸せますけど、まず空いてませんと、はっきり言ってますので、その辺をよっぽど、課長、考えてくれんとよね。木質バイオやります言うけんど、材が集まらあったら何も、燃料も出てこんですよ。

それは困るのは、やっぱりトマトの関係で一生懸命今からやろうかいう、燃料供給しようというていうたら、石油か何かに頼らんと駄目になるがやないですか。計画、私、絵に描いた餅、いつも言うがですけど、その辺では私は終わらせたくない。財産が、資材はいっぱいありますよ、窪川・大正・十和に、これから集めてくりゃあよね。戦後植えた木々がたくさんありますので、そういう考えも執行部として。それは補助事業を使や、そんなに金は要らんとしますよ、買っても。ほんで、やっぱり管理はしっかりして、お金はレンタルでいただくというような考えをするのが執行部の役目じゃないかと思っておりますので、もう一回その辺、お聞かせください。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 森林組合、当てにならんということをおっしゃっておりますが、大変当てにしておりますので、その辺よろしく願いいたします。

やはり森林組合を始め、林業者の方にはこれから大いに材を出していただかなければなりません。そして、低質材だけではなくて、やはり柱材と言いましょうか、良質の材を出していただくというのも重要でございます。そういったことで、機械類の整備というのは重要な案件であると思います。

ただ、町が持って貸出しをする場合にはいろいろな点検とか、そういった瑕疵担保の線引きとか負担割合、いろいろな要因がありまして、そこらちょっとまだ整理ができておりません。そういったことも含めてレンタルに対する支援にするのか、購入して貸出しをするのか、そういったことをもう一度整理をして検討してまいりたいと思います。その重要性は重々分かっております。承知いたしておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） 課長、検討するというのは分らんことですが、是非実行ということとで使っていただきたいと思います。

この件についても後の議員が控えているようでございますので、これで林業関係は終わらせていただきたいと思います。

三番目になりますか、環境対策についてということで。昨年度の四万十川対策室の活動と今後の方向についてお聞きをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

四万十川対策室の平成27年度の行ってきた取組ということでご質問いただきましたが、四万十川対策室の業務は四万十川の総合対策はもとより、従前の環境課からの環境保全対策全般を受け継いでおります。その中で、水質保全事業としまして、合併処理浄化槽の推進、そして地球温暖化防止対策事業として太陽光発電、エコキュート、太陽熱温水器などに対する関連事業を行ってきました。

また、新たに四万十川保全活用推進検討事業ということで、アユの遡上調査、生息分布調査、そして四万十川流域の歴史的文化的調査を今実施しております。そして、関係団体と連携という部分。ここについては非常に大事な部分だというふうに認識しておりますが、町内の二つの内水面漁協を含めまして、流域市町村で構成されています四万十川財団との連携した取組を行ってきたところでございます。

次に、四万十川対策室の今後の方向ということでご質問いただきました。

四万十川対策の推進におきましては、現在、プロジェクトチーム会議におきまして、一定の方向性とか施策の検討が行われております。町の総合振興計画に基づきまして、担当する課でそれぞれの対策を現在実施していくところです。これにつきましては継続をしていくと。そのうち四万十川対策室が実行する業務につきましては、環境保全全般につきましては継続していくところでございますが、四万十川の再生と保全を推進するために平成27年度から行ってきております四万十川保全活用推進検討事業。これを追加事業、魚道機能の調査でありますとか、エビ、カニ、ウナギの生息調査等を追加しまして、この事業の結果から見えてきた問題や課題、これに対しまして調査研究を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

特に平成28年は合併10周年記念式典から始まりまして、桜マラソン、奥四万十博、星空の街・あおぞらの街の全国大会、これらの開催が予定されておりますので、町内外を問わず全国から多くの皆さんが訪れてくれるというふうに思っております。そういう意味では、いい印象を持って帰っていただくということで、景観面、環境面の保全、濁水防止対策、河川の清掃については特に力を入れて進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） 課長、今、答弁がありましたが、家地川のほうでアユの遡上の調査をしたとか、その辺も肝心なことかもしれませんが、私たち、この再生の保全に関する調査報告書という、私も委員でございました。その中で、原因としては山の荒廃、生活排水、砂利の減少、基盤整備の影響、農業排水とか産業排水の流出というような問題が出てきておるがですよ。その調査もする、その辺を、言うたらやらすのが対策室の役目じゃないかなと思っております。

後でずっとうとうておりますが、この関係もして、畜産農家へのEM菌や、えひめAIの配布についてということで、この中で、その調査の中に畜産の汚水処理問題、それから生活排水、産業排水についてのEM、えひめAIを使った詳細な調査を行うべきではないかという意見が出ておるわけですよ。課長はそのときに課長じゃなかったと思いますが、こういう結果が出ておりますので、対策室としてこの辺の調査もさすのが本当の役目ではないですか。もう一回お聞きをします。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

議員のほうからは一応、濁水問題、山林の関係、それぞれ調査などをしていく必要があるということでご質問いただきましたが、特に先ほど申しましたプロジェクトチーム会議ではそれぞれの担当課が入って、四万十川の総合対策に向けて協議をしているところです。特に農業濁水であれば農林水産課でありますとか、そういう形の中で取組を進めております。

おっしゃるように調査研究という部分では、今までたくさんの問題があるわけですが、一つ一つまた解決に向けて進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） 時間がもう 5 分しかありませんので、全部やれないかもしれませんが。

この件については、課長、畜産農家、実験的によね、それだけ一点お聞きさせてくださいや。EM菌とえひめAIか、どっちかでもええですけど。課長のところはポットンじゃないかもしれませんが、水洗にしているかもしれませんが、ポットンの場合はEM菌を使う場合には、バケツで溶いて入れた場合には臭いが全然ないですよ、本当に。EM菌。ですから、私は畜産農家、水をきれいにするような役目も。私たち、豊田市の矢作のほうへも行ってきました。やっぱりそういう関係も、いろいろな関係で、そういうものを使うて四万十川の保全のためにしていくというのが役目じゃないかと思っておりますが、配布できるかできんかをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

EM菌についてのご質問でございましたが、現在、えひめAIというところで一応町内の公共施設32か所へ配布しまして、洗浄とか臭い消しで使用されています。畜産農家へのEM菌やえひめAIの配布というところは現在行っていないところです。

これにつきましては、各畜産農家では専用浄化槽の設置、それからたい肥センターへの持込みなど、家畜排せつ物の適正管理に努めていただけてるというところでございます。そういう点からも、家畜排せつ物の管理の適正及び利用の促進に関する法律などによりまして、指導機関であります高知県と連携しまして、河川に流出しないような取組、指導が大切だと、まずはそこが大切だというふうに考えております。

ただ、議員のほうからご提案がありましたEM菌の投与につきましては、関係機関、県家

畜衛生保健所、農林水産課とかそういうところで一度協議してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） この件については、また機会があったら一般質問やりたいと思っております。また、後の議員も、この件についても控えているようでございますので、よろしく願いしたいと思います。

三番目の広葉樹と常緑樹の再生の条例の創設についてということで。

私、何でこれを出しているかという、先ほど言ったように、豊田市の矢作川。その組合長は上流部に山林を買って、その中にブナとかそういうものを植えているという話をしました。なぜかといいますと、今、戦後に植えた杉、ヒノキがたくさんあるわけですね。その中で常緑樹というのはシイ、カシ。一回腐葉土を落として、それが、水が通って、浄化して川へ流すという役目があるんですよ。昔、私たち小学校時代にはたくさん木炭の生産とかいうことで、あちこちで煙がポッポポッポ出て、そういうんで収入を上げていたように私は記憶しておりますが。ですから、昔へ戻れ言うたら悪いですけど、そういうところの再生。町長はそのときにおらあったかもしれませんが、前町長はどうしたちその条例を作って保全していかないかんという話をしておりましたが、この点、町長はどんな考えを持っていますか。お聞きをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 四万十川対策全般、地域全般のまちづくりの中では非常に大事なことやと思います。

地域の、ちょうど私の集落の中でも今、管理者のほうにそういったご要望をさせてもらっていますが、条例化については今後、その全体的な中で必要だというふうに認識を持っておりますので、まず町有林とかそういった制限をかけながら、今後導入に向けてちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 2 番林健三君。

○2 番（林健三君） もう時間ありませんので。是非とも、町長、この辺は、町有林が1,700haもあるがですよ。それを皆伐するがやなしに、間伐していると思います。その辺で是非ともモデル林をつくって、条例化、民間へも進めていくように。そうすれば四万十川の再生にもつながってくると思いますので、その辺、ご検討をお願いしたいと思います。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本保君） これで2番林健三君の一般質問を終わります。

ただいまから休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番下元真之君の一般質問を許可します。

6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。今日の私の一般質問は、桜マラソン関係について三点と、林業行政について三点の通告をさせていただいております。通告書に従いまして、順次質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それではまず、桜マラソンの救急体制についてということで質問をさせていただきます。

これは先日、2月14日の、高知で行われました龍馬マラソンで、ここで、前日までは本当に大変寒い日だったんですけれども、この日だけ気温が20度以上に上がりまして、そうした気温の急上昇による脱水症状・熱中症、こういった症状の救急搬送をされる方が続出したという記事が新聞にも載っておりました。そして消防士や医療関係のランナーたちが活躍をして、何とか一命を取り留めたといった美談の記事が載ったわけであります。しかし、この12日後、3月27日、来週の日曜日、私たちの四万十町でも桜マラソンが行われるわけです。そうした気温の変化も含めまして、何があってもおかしくないんだなというふうに感じましたので、今回の質問の視点といたしましては、美談として終わらせずに、それを教訓として、私たちの四万十マラソンにもどういうふうに生かしていくかといった視点で質問を進めてまいりたいと思います。

まず一点目は、龍馬マラソンでは救急搬送者が多発をしたが、桜マラソンの救急体制は万全かということで通告をさせていただいております。まず、過去の大会での救急搬送など危険な事例があったのかどうか。また、先日の龍馬マラソンでの起こったことを踏まえまして、どんな話合いが行われたのか、教育委員会としてどのような指示を出しているのか、こういった点について答弁をお願いいたします。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 桜マラソンですが、これまで7回大会がございまして、

一大会当たり約3件くらいの、救急ではないですが、救護車で運ばれたという事例があります。症状は脱水とか低体温症、それと貧血などです。その場合は救護車でそれぞれ診療所に搬送して、手当てをして回復したというふうに実行委員会のほうから聞いております。

それとマラソン後に話合いをしたかということだと思いますが、桜マラソン、実行委員会競技部に救護班がございまして、年に2回班会を実施しております。年に2回というか、必要に応じてその回数を増やしていつてます。龍馬マラソン後に話合いはちょっとしてなくて、2月1日に班会を開催して、本大会の体制について確認を行って、緊急時に備えるということにしております。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきました。

今までは7回のうち3回ぐらいの搬送があったと。しかし、龍馬マラソンのあの大変な事例を見た後に何の話合いもしてないというのには、ちょっとびっくりをしたわけでございます。

桜マラソン、確かに私もずっとランナーとして参加をしてきておりますけれども、比較的走りやすい天候が今までは多かったのかなというふうには思います。二年くらい前だったでしょうか、時雨のような雨と言いますか、本当雪まじりと言いますか、寒い日がありましたが、あの日は手の感覚がなくなっているというランナーが随分とゴールへ帰ってきて、そんな話をしておりましたが、そういった意味からは桜マラソンは比較的天候には恵まれながら今まではきていたのかなというふうには思いますが、先日のやはり龍馬マラソンの、新聞にも大きく報道されたあの状況を見ておって、救急搬送について、うちは大丈夫やろかというような話合いなりをしてないというのには少しびっくりしたわけですが、今までの3回の搬送の中でAEDの使用なんかはあったのか。龍馬マラソンでは10人の搬送者のうちお二人の方が路上でそのAEDを使用して一命を取り留めたということも報道をされておりました。桜マラソンでのAEDを配備している個数であるとか場所の確認なんかはしっかりとできているのかということと、桜マラソンの日は日曜日であります。救急で運ばれたときの、もしかああいうふうに天候が変わってですよ、救急病院のほうの受入体制のほうなんかの確認もできているのかと、こういった点について答弁をお願いします。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

救急時の対応については対応マニュアルを備えておりまして、緊急連絡体系も準備しておりまして、一般ボランティアスタッフ、それから町職員スタッフに説明会で緊急時の対応、緊急連絡体系の周知を始め救急処置の流れ、心肺蘇生法とかAEDの使用について説明を行っております。それと救急搬送じゃないですけど救護車で運んだときのAEDを使用した事例はありません。それで、大会実施中、救急搬送者が多発した場合はそのマニュアルどおりに、観察誘導係や救出誘導係が発見して救護本部に連絡し、救護本部から救護班車両、これは5台備えてます。そして、あるいはコースを巡回している移動観察バイク隊、7台ございまして、あと、同じくランナーの収容車両6台が連絡に入り、現場に駆け付けるような体制を取っております。それと大会時には医師や看護師、保健師、救急救命士、30名の救護スタッフを救護車両や給水所に配置しておるところです。それとAEDにつきましては、5台の救護車両に各1台ずつ搭載してます。それと全給水所10か所に各1台、7台の移動観察バイク隊のうち2台に搭載してます。そして関門地点に1台、スタート会場とゴール会場に各1台、合計20台を配備し万全の体制を取っておるところです。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 課長からご答弁いただきました。その答弁を聞いて少し安心をしました。

私、ランナーとして走っておりまして、ほかのところのマラソンにも参加したこともあるわけですが、本当に四万十町の桜マラソンは観察の方、バイクへ乗っての方であるとか、所々に椅子を置いて見てくださっている見守りの方であるとか、本当にたくさんいらっしゃるなというふうに感じながら走っておりました。AEDの数についても20個も配備をしているということ、そして手前にはマニュアルもあって、対応マニュアルもしっかり確認を取っているという答弁がありました。そういった点は非常に安心をしたところであります。個数がもう少し、AEDの、少ないのかなんても思っておりました。そういった意味からは龍馬マラソンもそうですし、この桜マラソンも行きっ放しのマラソンなわけで、普通のところは往復ですから、そういったところは随分対応ができるんでしょうけれども、桜とか龍馬は行きっ放しのマラソンなもので、そこら辺の対応がどうなのかなというふうに少し心配もしておったわけですが、そういった意味からはこの救急体制については丁寧に取組がされているなという印象を持ちました。

続きまして、消防士や医療関係ランナーが龍馬マラソンでは活躍をしたわけですがけれども、メディカルランナー、いざという時のサポートランナーとの連携を聞くということで

通告をさせていただいております。

龍馬マラソンでは意識を失ってしまうほどの熱中症・脱水症状、その上で心肺停止といったような方も二人もおったわけです。救急搬送者は10名。そのほかにも、私たち走っておる中でも足がつったということで道の横へ転がっている方、寝そべっている方も随分見たわけです。メディカルランナーというのはこうしたレース中のアクシデントの救急の措置、これはもう一刻を争うわけです。そこの救急車、そして救急車やAEDを持ったスタッフが駆け付けるまでの、到着までの初期の手当て。ここの大切さをということでメディカルランナー、それからサポートランナーというのを最近はこのマラソン大会も置いているようではありますが、桜マラソンでも確かメディカルランナー登録のチラシと言いますか、があったような気がしておりますけれども、桜マラソンではどれくらいの人数の登録者がいるのか、そして、その方々に事前の講習などがあるのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

メディカルランナーにつきましては、前回までの参加はございませんでした。今大会から取組をしていこうと、第7回の大会の反省会で意見が出まして、救護班会や総務企画部会で協議、準備をしまいいりまして、今年度の参加申込みが1,655人でうち35名が医師・看護師・救急救命士の資格を有するメディカルランナーに名乗り出ていただいて、申込みをいただいております。

メディカルランナーと本部との連携についてですけど、出走中に大会本部や救護班からすぐに連絡が取れるように、携帯電話を所持して走っていただくようお願いしております。メディカルランナーの情報は本部・救護班で共有しておりまして、ボランティアスタッフ等からメディカルランナーとすぐ分かるようにステッカーを胸と背中に貼っていただくように、受付会場で配布をするようにしております。開会式の際にもメディカルランナーに前に出ていただいて、緊急時を想定してランナーに説明をすることとなっております。それと緊急時の対応についてご理解いただくように、事前にメディカルランナーの方に文書をちょっと郵送しております。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 丁寧な答弁をいただきました。

確認をしておきたかったのは、ランナーから見て、そのメディカルランナー、いざという時のサポートランナーであるってということが分かるのかなということを確認したかったんです。ステッカーを胸と背中とに付けていただくようにしているということが確認できました。

龍馬マラソンではランナーのゼッケンは前の胸だけなんです。メディカルランナーさんは背中にメディカルランナー、サポーターランナーのゼッケンがついているわけです。桜マラソンの場合は前も後ろもゼッケンがありますんで、そこら辺がどうなのかなというふうに思っていました。ランナーから見て、あんまり気が付かなかったんです。私も今までずっと7年間も走って。今まで、だけど桜はなかったんですね。ほかのところへも走っても、今回の龍馬でも全然気が付きませんでしたので、そういったところがメディカルランナーさん、いざという時のサポーターランナーさんであるってということが分かりやすく、ランナーからも分かりやすい必要はないのかなっていう議論も是非今後はしていっていただきたいと思います。スタッフさんからは分かりやすいっていうことはよく分かりました。

そこはしていただきたいと思いますが、もう一点確認をさせていただきたいのは、龍馬マラソンではサポーターランナーさんは事前の講習を受けるようにしてありました。申込みのパンフレットの中にありまして、いろいろ時間帯であるとか曜日であるとか場所であるとかをいろいろに工夫して、1時間の講習ですけれども、いざということがあつてはなりませんけれども、いざという時にどういったことをしていただきたいかということの講習を五つの時間帯、曜日、場所に分けてやっておりました。文書通達だけではない、しっかりとした講習を受けていただいた方にサポーターとなっていたというということなんです。そこは、やっぱりいざという時にどうすればよいかっていうのは文書だけではなくて、やはり心の準備と言いますか、いざという時の対応は非常に大切だと思いますが、その改善を、どうでしょう、していってはいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 今回の大会でそういう打合せなりはちょっとしてないんですが、今後はそういう緊急時にすぐ対応できるようなことで、その講習会なりみたいなことを、十分に分かってもらうようにちょっと講習会みたいなことを進めていきたいと思っています。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） ありがとうございました。

続いての質問に入させていただきます。

桜マラソンの前夜祭についてということであります。質問の一つ目といたしましては、ランナーの体調を考えると疑問だが、昨年の開催を踏まえ議論された点と工夫を聞くということで通告をさせていただいております。今回の龍馬マラソンを見ても、天候の変化で、これほど練習を積んできたランナーが体調を崩すということを考えましても、体調管理というのはランナーにとっては本当に神経も使いながらとても大切なことだと思うんです。20kmのハーフマラソンぐらいでは、練習があまりできてなくてもそこそこゴールまでは行き着くんです。30kmも足を引きずってでも何とかたどり着けます。しかしこの42.195kmっていう距離は、やはりしっかりとある程度練習を積み重ねてこないと、まずゴールまでは行き届かない距離であり、時間なんです。そういった意味からも皆さん、ゴールを楽しみに走りに来ているわけです。前夜祭のおもてなしの心は、おもてなしをしたいという気持ちはよく分かりますけれども、そういった意味も含めて、昨年のランナーの参加者集めに昨年は非常に苦労したと。今年もランナー参加者は100人を超えたぐらいだというふうに聞いておりますけれども、今年の参加者数と昨年までのことを踏まえて議論されてきた点、工夫をしている点、教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 昨年度の前夜祭の参加者ですが、126名で、町外から88名、それから町内から38名の参加がございました。これはランナーだけではなくて、そのランナーの同行者の方も参加いただいております。それと本年度は129名というふうに聞いてます。町外から104名、それから町内から25名の参加の申込みをいただいております。

今年の開催に向けては、平成27年9月に前夜祭の班会を開催しまして、前年の反省と今大会時の前夜祭の内容について検討を行った結果、前夜祭の参加者から次回も是非参加したいとかいうような声もございまして、本大会でも前夜祭を開催するという事になっております。

前夜祭の目的というのは、四万十川の桜マラソン大会前夜に参加ランナーや大会関係者が交流を深めて、大会本番に向け英気を養うということと、四万十町の豊富な食材を提供することで四万十町を全国に発信、おもてなしの心で大会にかける熱意をアピールするという

三つの目的を持って去年開催をするということに、初めて開催するということになったものでございます。

○議長（橋本保君） 6 番下元真之君。

○6 番（下元真之君） 答弁いただきましたが。

教育長も教育委員長もランナー出身の方ですけれども、走る前にそういう暴飲暴食、そんなことをしているとどんなことになるかということはよくお分かりだったというふうに思うんです。

ランナーからも、参加されたランナーが「是非来年も参加したい」という声もあったというふうに課長から答弁があったわけですが、全体の1,600人の申込みのうちの、昨年がたった88県外者、今年もたった128ですか9ですか、の申込者。やはりランナーはこの前夜祭、あんまり求めていないんじゃないんですかっていうことを私は言いたいわけです。ずっと私の視点は、せっかく走るために、ゴールまで行き着くために体調を整えてきたランナーたちが、前の日に暴飲暴食をしてゴールまで行き届かなかったってことはしたくないんだと私は思っているわけです。ほんでレース前日のこのおもてなしは、飲み放題・食べ放題のおもてなしながです。これが無料であるとか有料であるとかっていうこと等関係なくて、やはりゴールまで行きたいということを思っているランナーの気持ちのほうが大きくて、参加しないんじゃないんですかいうことをお伺いをしたいわけです。教育長も本当ランナーの出身なわけで、私はこういった意見をずっと言っているわけですが、そういった意見がこの実行委員会なりの中でなかったのか、そういった点、どうでしょうか。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 実行委員会ではそういう意見は出ていなかったというふうに聞いてます。そういう、そのような意見はございません。

○議長（橋本保君） 6 番下元真之君。

○6 番（下元真之君） 私の去年参加した感想では、交流もろくにできていないんだというふうに思います。たった1時間半の中で太鼓の演奏があり、後半大方はビンゴ大会です。もう交流ではないんです。そこら辺はランナーの前日の体調面からということと、交流ができていないんじゃないかということ。食のおもてなしはしたい気持ちもよく分かります。私たちもたくさん食べたかったですけれども、会場には食べ物がいっぱい残ってありました。そんなところももったいないなというふうに思いながら、去年は参加しながら

感じておったわけで、今年も同じことをすると、しているということですんで、今回の質問に取り上げているということです。

ここから提案ですけれども、公金を投入するのであれば、ゴールの充実に方向転換すべきと考えるが、考え方を聞くということで質問をさせていただいております

1,600名のうちの多くのランナーが、ゴールまで何とかたどり着いて帰ってまいります。そのゴールこそを充実していくべきではないかというのが私の視点です。マラソン経験者に話を聞きますと、一回マラソンを走りますと、大人の一日分のカロリーの消費量分くらいはもう消費しているらしいです。2,400kcalとかそんなふうに言いますが、腹ぺこ状態で帰ってまいります。そういった点のゴールこそを充実させるべきではないかと。こういった点についてこの考え方、方向転換すべきではないかということで質問上げさせていただいておりますんで、そこの考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 以前、ゴール会場でのおもてなし料理として委託を行ったことがあります。人数が多く、さばききれないということがございまして、現在のように出店での対応をお願いしております。実行委員会でおもてなしをすることによって、現在おもてなし出店いうがをお願いしてるんですが、その方たちともお話をし、今後、実行委員会でどういうふうに変えていくかということは検討・協議を行っていく必要があると考えてます。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 私のほうもちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

私ももう数十年前になりますがマラソンの経験が、先ほど議員申されたとおりのわけでございます。ランナーはマラソン大会前日、本当に体調管理にも気を付けているというところ、それは確かなことでございます。それぞれ体調管理の中で早く睡眠を取られる、また食事にも非常に気を付けてくいうところがあります。また、リラックス効果という面では、少々お酒のほうも入ってという方もおられるかと思います。私もどちらかというところのほうでもございましたけれども、そういったそれぞれの取組、体調管理というものがあるわけでございます。

今年、昨年から前夜祭を始めまして、今年が二回目ということになりまして、人数のほうもわずかながら増えてはきておるということでございますが、しかしながら、やはりこれを充実させていくところのPRなどもちょっと少なかったかなというところで反省もして

おるところでございますけれども、いずれにしても前夜祭という目的につきましては、先ほど課長のほうから説明もしたとおり、それぞれランナー同士の交流、あるいはそれぞれの運営委員さん、また地域の方々との交流ということもでございます。また今年はゲストランナーとして金哲彦さんも来られる予定ということになっておりますので、そういった方との時間を取るに当たっても非常にお近づきをしやすい、また交流もしやすい機会であるのではなかろうかということで前夜祭を捉えておるわけでございます。

私も昨年、前夜祭のほうにも参加もさせていただきまして、それぞれ交流もさせていただきました。その中で非常に前夜祭の料理が、地元の料理、自慢のものがたくさん出ておったということで満足もされておった。また、お話をしておる中でも非常にまたよい大会、お話しした方は何回かこう来られておる方でもございましたけれども、大会自体も楽しみにしておるし、前夜祭のほうも非常に楽しみにしておるということで、来年も来たいと。楽しみにしておると言いますか、去年は1回でございましたが、今年も是非に、また来れるのであれば来たいというようなこともあったわけでございます。早いもので3月26日に前夜祭で、3月27日、今月の27日が当日ということになるわけでございます。いずれにいたしましても、私としても四万十町のほうで交流をしていただく、やはり四万十町を好きになっていただくというところの時間を取れるところについては、一番がこの前夜祭ではなかろうかと思っております。試合が終わった後については、翌日以降の予定がある方が大変多ございますので、交流する時間が非常に少ないかなと。

また、ゴール付近でのおもてなしというお話、議員のほうからご提案もいただいておりますが、トップのランナーの方がゴールをして最終ランナーの方がゴールするまで3時間30分という時間がございます。そんな中でこういったようなおもてなしをするかと、また充実をさせるかということが、いずれにしてもゴール付近においては課題であるかなと思っておるところでございます。

私といたしましては今回第2回の前夜祭ということになっておりますので、いずれにいたしましても第2回の前夜祭を満足のいくものとしていくことがまず私たちの務めということで思っておることでございます。そういったところで今回の状況や、いずれにしても参加者の声もまた聞きながら、今後とも検証も含めて充実をさせていきたいというのが私の思いでございます。ゴール付近の、しかしながら議員ご提案のゴールの充実のほうにつきましては、ランナー同士や四万十町民との交流、おもてなしといった視点で、こういったところもなお協議は必要かと思っておるところでございます。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） ご答弁いただきました。

前夜祭のほうは、やはり私は参加者数があまりにも少ないということが大きな問題の一つではないかということを考えております。そして、やはり少量で抑えればいいですけども、ランナーの体調ということを考えれば、前夜祭の飲み放題・食べ放題で準備をしているという体制はどうなのかということ。そして食品が多数余っているんで、もったいないと。そういう考え方を、ゴールであれば多くの方がたどり着いて戻ってきますんで、そこを充実させるべきではないかということ。ゴールを割った後の一品チケットをつけてくれておりますけれども、あれは本当にうれしいんです。ちょっとお茶なりビールなりを飲みながら、「あそこがきつかったね」とかっていうことを話をする。それこそがランナー同士の交流であるのではないかなというふうに思いますんで、そういった方向の検討も是非、参加者数が少ないという視点からしていただきたいなというふうに思います。

あと、前夜祭会場でビンゴの景品があるわけですが、これは地元商品が多数配られております。ここなんかもうまいこと工夫をして、例えば遅いランナー。私、初めて出たときか、何か二回目だったかと思いますが、最初は1,000人くらいだったんで、410番で四万十賞っていうのを、お米を1袋いただきました。本当はこれ、町外ランナーにあげたかったんだろうなと思いながらもらって帰ったわけでありまして、そういったふうに遅いランナーの方にも、例えば1,111番であるとか777番とか、そういう地域の地元の商品を、遅いランナーにも地元産品をプレゼントするようなことを企画して、いろんな方に時間帯を飽きささずにプレゼントしていくような、喜んでいただけるようなことを考えたらどうかなというふうに思っておりましたんで、是非検討もしていただきたいと思います。

続きまして、同じく桜マラソン関係について、ランナーの民泊についてということで質問を通達させていただいております。

これは、せっかく四万十町にランナーとして走りに来る、町内も含めますが、県内も含めますが、約1,600人のランナーが、多くが、町内の施設が少なく町外に宿泊しているんだと思います。滞在型の交流に、民泊を利用して何とか結び付けられないかということです。町内の宿泊施設に限りがあるために民泊を増やし、滞在交流者を増やす議論をしていないかということです。町内への宿泊者数と、県外ランナーの町外への宿泊者数をどれくらいというふうに把握しておりますかということでもあります。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

昨年の町内に宿泊したランナーと、その同行者につきましては、それぞれ実行委員会のほうで宿泊施設のほうに問合せをしていただきまして、合計214人が町内に宿泊をしていることが分かっております。町外への宿泊者につきましては聞き取り調査等ちょっとになっておりませんので、把握ができておりません。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 町内への宿泊者数が214ということで、やはり1,000人以上の方が町外に出ているのかなというふうに思います。

そこで提案ですけれども、町内への民泊でランナーの滞在型交流ができないかなということを、私はずっと関係の方々に言ってまいりました。実行委員会の方にも言ってまいりました。そういう席で話をすると、そりゃあえいねという話にはなるんです。なるんですが、ずっと毎年、ひとつも民泊については話が進みませんので、やはり一回は公の場で、どんなふうな考え方なのかと。せっかく四万十町で走りたいランナーがおりながら、滞在交流者が、前日からの交流者が外へ出てしまっということの工夫をどうしてしようと思わないのかないうことを思っているわけです。

私の提案としては、恐らく、民泊と言って手を挙げてもらおうと思っても、なかなか手が挙がらないんでないかということだと思いますけれども、例えば中学校の事業で、海外からの留学生をホームステイで受け入れるいう事業をもう何年もやってきております。それで、そうした海外からの留学生のホームステイで受け入れたことがあるご家庭が町内にも随分出てきていると思います。また、近年では松葉川の地区で国際交流運動会なるものを盛大にやっておりますが、そこに地域大学関係の方々、留学生も含め、そういった方々が地域の中の民泊、たくさんこれもしているわけです。まずはそういったところに、今まで経験がある方々に一本釣りでも声を掛けさせていただいて、本当に地元の方と交流をしていただいて、滞在型の交流者、四万十町のファンの人を増やしていくべきではないかというのが私の提案なんです、いかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 以前、旧の窪川町の時代にオーストラリアの留学生の受入れもあるがですけど、以前、県内の中に居住しております海外の方を受け入れて、一泊二日でホームステイをさせるというような事例もあって、そういう方を無償で受入れを

して、民泊という形、そういう形で毎年大体20世帯ぐらいが受入れしてましたんで、そういう方、お声掛けをして、民泊のご協力をお願いしますみたいな感じでお話を進めていければというふうにも思いますが、民泊いうのはやっぱりお金をもらうような形のこともありまして、この場合は、厚生労働省では4月1日から旅館業法の一部を緩和した上で、民泊を行うという場合に、原則として旅館業の許可を取らなくてはいけないことを周知しようとしております。

旅館業法の一部緩和というのは客室の延べ面積とか、それから玄関帳場ですか、その基準を緩和するということです。こんなことを解決すれば民泊は導入は可能であろうというふうに考えます。旅館業法で言うところの宿泊料いうのを徴収しなければ、そういうのは法に触れずに受入れできますので、純然たるボランティアという形で、そういう以前取り組んでいたような感じで受入れしていくことは可能ではなかろうかというふうに思います。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 民泊をしていくのであれば、それについての課題であるとか注意事項についてもご答弁をいただいたわけですが、私も本当に、もしかそういうふうをやっていくのであれば社会的なルール、そういった点は大丈夫なのかなと。先日来、テレビのほうでも、旅館業法というところに引っ掛かってくるというようなことも聞いておりまして、そこら辺が大丈夫なのかなと。

ただその中で、私の聞き方としては、有料であって持続的・継続的に繰り返しの営業をすると、こういった点で引っ掛かってくるというふうに私は捉えておりましたんで、年に一回の桜マラソンの民泊、私は有料であるべきだと思うんです。受け入れるご家庭の実費ぐらい、1,000円とか2,000円とかの実費ぐらいは有料であるべきだと思うんです。そういった面からは旅館業法のところも、しょっちゅうの持続的・継続的な繰り返しの営業というところではないですから、そこはしっかりと調べていただいたら対応できるのではないかなというふうに思います。私の考えとしては、ボランティア的な考えでも最低の実費は受入れ家庭に必要ではないかというふうに考えております。ランナーから有料、ランナーに払っていただくということが必要ではないかと思っています。そして、そうすることで、ランナーにとっては家庭との交流で、四万十町を第二のふるさというふうに思ってもらえるランナーを増やしていったらどうかという視点であります。そうすることで四万十町のファン、町内のご家庭の人の温かさに触れていただくと。で、やはりここへ補助金はいれないと。続けていける、ランナーとご家庭とでうまく続けていける、補助金を入れずに

しっかりとランナーから実費分はいただいて続けていける、そういった体制を考えていただきたいなというふうに思います。桜マラソンについては以上で終わらせていただきます。

続きまして、林業行政についてでありますけれども、昨年から新規の事業といたしまして、町長の公約の中にも小さくメモがありました、自伐の林業者を育成するということがありました。そういった意味とも関係する自伐林業者の育成研修というのが昨年から始まりました。私も山は大好きでして、山のことに関心があるわけですが、昨年は初年度ということで、町の取組を本当に我慢をしながら1年間見守っていたわけでありまして。ほんでそういった意味から、今回の1年間の研修実績を踏まえ、町長が目指していた成果が得られたと考えるのかということで質問をさせていただいておりますが、まず研修の内容と日程、そして参加者数の実績を教えてくださいということと、今回の研修の成果について、どういうふうに評価しているかということをお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 自伐型林業者の育成研修についてのお尋ねでございました。

まず初年度といたしまして行いましたのは基礎的な研修、チェーンソーや刈り払い機などの研修から入って、機械操作と、順を追ってやってきたところであります。少し内容に触れてみますと、9月にはチェーンソー・刈り払い機等のそういう基礎的な学習を4日間、参加者は8名です。それから10月にはフォワーダなどの集材機械を使っの研修、2日間で参加者は5名。それから同じ10月にグラップルやハーベスタなどを使っの研修を2日間行って7名。そしてこの3月にウィンチを使っ簡易架線による集材の研修を2日間で7名。さらに3月に作業道の開設研修について3日間で7名。延べ日数といたしまして13日間、そして参加者が延べであります34人という実績がございました。それぞれの講習ごとに技術を付けられたこともありまして、また森林整備に携わるに当たりまして、受講歴が証明できる修了証書もお渡しすることができました。初年度という言葉をつけさせていただきますが、一定の効果はあったと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 課長からご答弁がございましたが。

私たちも地元で林業をしている仲間がおりまして、その仲間と話しておったところで

は、告知が遅いという意見がなんとありました。それはどういったことかと言いますと、私たちのグループの中には働いている方、会社勤めの方がいらっしやいまして、そういった方々は平日なかなか休めませんので、最低でもやはり1月ぐらい前、2月ぐらい前に、そういった予定があれば手前から有休なり取るのになという意見が随分ありました。

それから人数が定員を全部割っているわけですけども、しっかりと担当課なりがターゲットとして絞っていた方にこの告知が届いていたのかなというところを教えていただきたいと思うんです。例えばずっと間伐ボランティアということで、何年も前から朝霧森林倶楽部さんであるとか、みつけ森林倶楽部であるとか、川口次世代会であるとかそういったところがあったと思いますが、そこには会員が10人以上おって、そうした方の成長系の形が今、山の多面的の交付金事業で、町内各地でその交付金事業を利用して山の自伐的な活動をされている方がたくさんいらっしゃると思います。また、県の小規模林業推進協議会の中に会員登録している方、たくさんいらっしゃると思います。そういった方々にしっかりとこの講習、こういうふうにやりますよっていうことが、告知が行き届いていたのか。それと先ほど言いましたように、告知の内容、告知がやはりあまりにも遅すぎると。しっかりと計画性を持った研修となっていたのかなといった、ここら辺をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 告示、つまりPRはうまくできていたかどうかということであろうかと思いますが、そのことにつきましては町としては回覧文書とか、森林組合の「森林組合だより」などの掲載とか、役場とか組合などにポスターを貼って表示をしたところであります。この点については、やはりもうちょっとしっかりとしたPRをすべきであったというふうに反省をいたしております。やはり先ほど議員がおっしゃいましたように、ボランティア団体ございまして、大変お世話になってます。また県の協議会のことも存じております。担当課の職員に行かせているところでございますが、そういったところの名簿なりその辺をもっと把握して、平成28年度の研修についてはもうちょっと告知にも工夫を凝らして、充実した研修にしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 同じ視点で、今回は研修内容が、修了証がいただける基本的・基礎的な研修内容、中心の研修内容だったわけですけども、今後の研修内容はどんなふう

に考えていらっしゃるのかなということです。お願いします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） この研修につきましては四万十町の森林組合に委託をして、協議を行いながら行っておるところでございます。平成27年度についても、町としては基礎的なところから入ってやりたいというところと、森林組合のほうから、やはりこの地域では林業機械を使つての研修も必要であるということもあって、その部分を盛り込みました。それで修了資格をしていただくというようなことも盛り込んだわけでございます。

平成28年度につきましてもやはりこの考え方をしっかりと基本として、先ほど2番議員の質問にもお答えしたところでございますが、研修で終わるというのだけではなくて、やはりその方を林業従事者としてしっかり育成していくというのが目的でありますので、その研修内容についてはさらに検討してまいりたいと思います。具体的にというのは、やはり基本的には今年度の研修事業を踏まえるということになると思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） ついこの土曜日に私、いの町で行われました小規模林業推進協議会の定例会のほうに地域のメンバーと一緒に行ってまいりましたが、その中、その会場には県の林業部署の職員の方がずらりと並んで説明をしてくださいました。自伐とか小規模林業に対しての県の本気度というものが随分と感じられたわけです。

その中で、県もこうした修了書関係の研修事業を随分と充実をさせて取り組んでいるという報告もありました。県の林業学校でやりますんで、この授業は平日です。しっかりと県はもうはや来年一年間の、何月何日に何をするが、きれいにしておりますんで、そういったところをしっかりと森林組合が押さえるのであれば、修了書関係の事業については、県もこうやって手前から日程も決まって、無料でやるんだということでお知らせもできるわけです。もしか、ほんで同じ事業を町が森林組合委託でやるのであれば、私はそれやったら休み、土日とかそういったところを賄えるようにしないかとか。

ほかには、やはり実際に自伐林業をやっている方、小さい機械で材を出しながらやっている方、実際に自伐林業で経営をしている方の研修ですか、これは実際宿毛なんかが取り組んでいます。佐川町なんかが取り組んでいます。こういったような自伐の方の実際の経営であるとか研修。小さなこう、自伐をやっている人じゃないと分からないところがたく

さんあるんだと思います。そういった研修を町独自でそれこそ考えていったほうがよいのではないかなというふうに思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 議員、先ほどおっしゃってありました協議会のほうには林業の室長、職員を出席させまして、その情報は聞いているところであります。そういう研修の件の充実度ということも把握しておりますし、議員のご提案も踏まえて、平成28年度の研修内容についてはしっかりと作り上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 時間がなくなってまいったわけですがけれども、私は町長はどんなふうにこの研修を見てたのかなというふうに、やっぱり最後はお伺いをしておきたいというふうに思います。

私も今回の四万十町が取り組んだ、基礎的な修了書中心の研修っていうのは確かに大切だというふうに思いますけれども、県が相当本気になって、県の林業学校をもっと充実・利用してくださいというようなことをしております。県が相当本気になって取り組んでおりますので、そういった意味からもこの四万十町の中で、それこそ東又にできて4月から稼働が始まる、実証事業がされるおが粉のところへも、そうした新しい、今までの業者さん、今までの企業的な方たちではなくて、自伐の方がそういったところへ参入できるように、自伐の研修ですか、自伐実践者の研修、自伐実践者が自伐実践者を研修していく。そういったことこそを四万十町の独自の研修として育てていったらいいかなというふうに思いますが、今までのこの1年間の研修内容、研修の動き、私は遅いと思いつたわけですがけれども、町長はどんなふうに感じながら見よったか、答弁を願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

私の公約の中に、産業振興の部分で自伐林家の推進を図るというふうに明記をしておりました。就任して2年目になりますけれども、森林組合のほうに、本町の自伐林業の推進の母体となるように要請もさせてもらったところです。

先ほど担当課長がご説明申し上げたとおり、基本的には、言えば基本初級コースというような研修になったということで聞いております。今、正に議員ご指摘のとおり、現実に

私の集落でも自伐をやっておる方おります。ですから、そういった方がやはり使えると言いますか、機械、先ほど2番議員のご提案もございましたが、機械においてもそうです。現実にはやっておる方が使えるような環境をつくっていくというのが、大きなこの目標にしたいと思います。

集落営農というのは今までにありました。今後は集落営林と言いますか、例えば川口の地区、立西地区において自伐林家の育成を図る拠点になるような組織の組織化、又は組織ができちゅうところについては、そういうところに対する支援とか。そこに例えば、先ほど、言えば林内作業車とか使えるような環境を整えていかないと、この自伐林業は進まないというふうに考えております。

ちょっとびっくりしたんですが森林組合が、職員が、そういった使えない時期があるいうことは確かにあると思いますので、今後は初級のコースも含めて、今ご提案のあった実際にやっておる方々に対してどういう方向でやっていくかいうことを、しっかり方向性を見ながら、やはり事業の導入も含めて考えていきたいと思います。この平成28年度はそういった方向でやっていきたいと思います。

(6番下元真之君「ありがとうございました。」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） これで6番下元真之君の一般質問を終わります。

ただいまから昼食休憩に入ります。

午前11時41分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番下元昇君の一般質問を許可します。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は二点、商店街の存続問題と観光振興政策についてお伺いをします。

まず質問の前に、執行部の町長と副町長、そして商工観光課長の、私の資料ちょっと渡しております。ほかの方々には渡しておりませんが、私の話を聞きながら、質問に移る前に、まず窪川の街分の商店街がどうなっているのか、この点。先週私、歩いて町の中をずっと、いわゆる空き店舗になっているところ、昔店があったけれども駐車場になったところ、そういったところを確認をしてきましたので、まず現状を報告させて、それから質問に入りたいと思います。まず減少率、いわゆる店舗があったけれども少なくなった順

に、こういったところが少なくなったのか、この点、まず順番に行きます。

一番減少率が高いのは、東のトンネル口から琴平町を通過して吉見町を通過して、お寺までの直線。昔のお遍路さんが一番通ってた道ですけども、これが以前は店舗数が104店あったんですけども、今ある店舗数が44店、60店の減少しております、減少率が58%、これが一番直線で行くと高い商店街ということになります。これ、幾つもの商店街というのは挟んでおりますけれども、トンネル口から岩本寺までの、吉見町を中心とした通りが減少率58%。

そして次に本町から上本町。これは五差路から新開町の橋の手前までなんですけれども、現在やっぱり窪川の商店街の中心部、上本町、本町ですけども、これは以前68店あったところを現在30店です。38店の減少で減少率が56%。これが一番、このトンネル口から岩本寺、そして次に本町、上本町が58%と56%の減少率。

その次に高いのが岩本寺からお遍路さんが国道に出るまでの東町、古市町、ここが47店が27店になっておりまして、20店の減少で減少率が43%です。

そして、次に多いのが新開町。大正の頃から来て、新開町通って、新しい中央通りと言われる五差路を通過して、東町抜けて国道の56号線へ抜けるこの通り、いわゆる中央通りから国道へ抜ける、これが70店が42店で28店の減少で減少率が40%。

次に、これからは減少率が下がってきますけれども、駅前周辺、それから琴平町、あるいは学園通りなど、琴平町中心とした琴平、北琴平、ここが62店あったのが、現在43店で19店の減少で減少率が31%になってます。

そのほか庁舎の東側のJAの通り、榊山と言いますか、ここにも店舗、事業所がありますので、ここが19店で4店の減少で15店残っていると。減少率も21%ということです。

このほか、町の中に、今言った、当時から中に入った、住宅街の中にある商店がポツポツあるところが、これがやっぱりほとんど店に残ってなくて、11店が3店です、残っているのは。8店の減少で減少率73%ですけども、ここは商店街という、そういったあれではないので、一番最後に取り上げました。

これを見ると、街分全体で以前は381店あった店舗が今204店舗です。177店舗がなくなって、全体でいくと54%、いわゆる窪川街分の半分の店がなくなったと、こういう状況があります。あと、四万十町全体のあれもありますけれども、これは差し置いて、こういった現象を、現状を頭に入れていただいて、一点目から質問に入らせていただきます。

まず一点目といたしまして、商店街としての機能を失いつつある窪川街分対策として、

ゾーニングや整備計画など今後の役割を明確にし、今年策定の第2次四万十町総合振興計画に明記する必要があると考えるが、そういった可能性の分野、あるいは課題、あるいは問題点などについて、再度町長に問うというふうに通告をいたしております。

仮に、以前もこれ、高瀬町長のときにゾーニングで私質問したんですけれども、仮に街分をゾーニングするとした場合、今で結構です。考えられる範囲でこういったことに、利活用の可能性が高い分野は、ゾーニングの中でどんな分野があると思えるのか。また、今言った街分の現状を見て、こういった課題があるのか。問題点と併せ答弁を求めたいと思います。

そして、まずこの第一点目で今後の取組といたしまして、今年開催される奥四万十博、あるいは高速道路の延伸も、あと7年後には西のほうに延伸しますけれども、こういった高速道路の延伸に伴う街分や観光分野へのこういった大きな振興計画、こういった整備計画などを、先ほど言いました第2次の四万十町総合振興計画に具体的に私は明記すべきではないかと考えておりますので、まず、この点についてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 商工観光下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは、先ほどの議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。

まず議員自ら足を運ばれて現地調査をされたということで、本当にびっくりしております。こういった課題解決については、まずは現地を知ることが大事だということでは思っていますが、なかなかできることではないかなと思って、私も見習わなければならないというふうに感じました。

さて、先ほど議員が申されました窪川の街分の商店街の現状をお聞きした上で、利活用の可能性の高い分野として考えられるのは飲食業か宿泊業、小売業になるかというふうに思ってます。一方、消費者の観点から考えますと、日常生活に必要な住民向けの店舗と、また、観光客などの来訪者向けの店舗になろうかと思います。

次に、街分の状況を見た中での課題と問題点についてでございます。時代とともに日常生活スタイルが変化して、住民の町外への消費行動や、町内に量販店等が進出するなどより街分の商店街機能が失われつつある状況だと感じております。時代の変化に即応した店舗に移行する必要がある、課題だと考えております。

問題点としましては、そういった時代背景の中で空き店舗が増加しつつある現状に対しまして、本町としてはこれまでもチャレンジショップ等の開設に取り組んできました

が、この商店街にどんな店が必要なのか、どんな街並み構成にしたらいいのかなどの具体的な論議をする機会や場がなく、抜本的な検討がなされないままに事業を実施してきた点が挙げられると思います。また、空き店舗の活用は所有者との交渉など調整事項が多くありまして、その点も問題点、課題ではあったかなというふうに思ってます。

次に、奥四万十博以降の高速道路延伸に伴う街分や観光分野の振興計画や、整備計画などを具体的に第2次の総合振興計画に明記すべきではとのご質問です。

ご質問の計画は、市町村合併前の窪川町が平成13年に策定している総合開発計画がございますが、その中の重点目標として駅前再開発とか、商店街の整備、また、門前市の活性化を基本計画に位置付けてますし、合併時のまちづくり計画や第1次の総合振興計画にも同様の計画を位置付けているところです。商店街の方向性や観光振興は合併前からの問題であり、課題であり、窪川地域だけではなく、大正・十和の課題でもあり、その点も踏まえつつ、観光資源の活用と街分の商店街の整備を一体的な観点で捉えた構想、ゾーニングが必要だと思っております。私は人口減少を補う手だてとして、町に人を呼び込むこと、その人たちにこの町に来てほしかったと思っていただけること、そして、何よりお金を使っていたくことを目標にして、課題の解決に向けた施策を考えることが重要だと思っております。

町の第2次総合振興計画への明記については、企画課が今年度に策定した四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図りながら、平成28年度中の策定に向けて取り組んでおりますので、引き続き重点課題として位置付けて明記をしていきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうからも補足も含めてお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず街分のゾーニングの考え方ではありますが、2年前に市街地の活性化、駅前の再開発、商店街の振興という観点から新庁舎がこの地に移ってまいりました。確かに東西に分棟をしたということで、来庁者へのご不便、そういったことはありますけど、自由通路が完成をしまして、線路で分断をされた町が一定解消もされまして、駅前周辺や、あるいはJA周辺、にぎわいを見せているところであります。正に、庁舎移転というのは町のゾーニングを行う基本であるということでありまして、特にこの駅前周辺については買物、飲食、宿泊、滞在、そして何よりも公共交通の要衝として公共機能並びに住民サービス機能

の高い、いわゆる生活拠点ゾーンというふうに位置付けられると思います。

それから、旧役場周辺につきましては、ご案内のように岩本寺、半平旅館、そして商工会、観光協会といった事務局が移転をしてまいりましたので、そういった面ではこれから交流拠点ゾーン、そういった位置付けもできるのかなというふうに感じるところであります。

それから近年の報告としましては、東町周辺には身体障がい者施設の建設計画もございますので、こういった部分では福祉ゾーン、それから、先ほど議員のほうからご指摘がありました街分の店舗の減少率。非常に古い街並みほど減少率が高いといった数値も示されたわけではありますが、こうした吉見町であるとか本町筋、こういったものについては空き店舗の活用であるとか、それから、近年ではUIターン者による新たな起業、そういったことも出てきておりますので、街分の特性を生かしたゾーニング、こういったものに心掛けていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 今、課長と副町長からそれぞれ答弁いただきましたけれども、課題が非常に多いということは大正の田野々地区、あるいは十和地域の十川・昭和、それぞれの旧商店があったところ、同じだと思えますけれども、特に旧窪川の古い商店街を中心に、本当に先ほど言ったように約半分以上が、商店がなくなっておりますので、是非ともそういったことも十分頭に入れていただいて、第2次総合振興計画に入れていただきたいんですけれども、今副町長の答弁、あるいは課長の答弁にもありましたけれども、課題の一つで、宿泊施設の、やっぱり町の中にも不足が指摘されたということですけども、そういったことについて何か、例えばこの振興計画に入れるに当たって、どういったご意見を、こんなこともあったと。そういったことも踏まえ、例えば振興計画へ入れたいと、そこあたりの具体的に何か、宿泊関係に関して、何か町としての考えがあればお願いをいたします。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 宿泊施設関係の計画ということで、私のほうからお答えを差し上げたいと思います。

2月26日でありましたが、窪川地区の第2回地域審議会に私のほうも出席をしておりました。その中で大変多くの委員から町内の宿泊施設の脆弱さ、こういったことが指摘されたわけです。午前中も桜マラソンに関わる民泊の議論もありましたが、やはり現実的

に、こうした大きな大会をしたときに、隣接の四万十市、それから須崎市、こういったところに宿泊客が逃げているのも現実であります。町としましても宿泊施設の必要性というのは十分認識をしておりますし、現在の総合振興計画の改定版、こちらにおきましても滞在型観光の推進の視点で宿泊施設の整備促進が位置付けられております。

こうした現状の課題を踏まえて、官でできること、民でできること、こういったことをしっかり整理をした上で、当然公益性も担保しなければなりませんので、町として宿泊施設の整備について、どういった支援と対策ができるのか。次期総合振興計画にはしっかりと位置付けをする必要があるというふうに考えているところであります。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 副町長のほうから、改定版にもあるけれども、さらに本年度策定する第2次の総合振興計画にも明記をしていただきますように、よろしく願いをいたします。問題点が本当にたくさんあります。

それでは、二点目に移ります。次に、二点目では旧本庁舎跡地利活用について町長は、取り壊しても早急に結論は出すべきではないと、これまで答弁をしてこられてますけれども、跡地利用の件で現状の町長の考えをお伺いをいたしたいと思います。

岩本寺、それから旧半平旅館の間にある旧役場本庁舎ですけれども、私はここで一つ提案なんですけれども、やはり中央通り、あるいは本町、上本町にも近い場所にあります。そういった地の利を生かした整備計画や活用方法など、先ほど副町長のほうからちょっと触れられました、旧役場のあたりを交流ゾーンというふうに考えているという答弁もありましたので、その点について質問をいたします。

昨年の9月定例会で旧半平旅館前の駐車場のフェンス、これを撤廃してイベント広場にしたらどうですかという、これ、武田議員より提案がございました。それを受けて、本年度予算書にもありますけれども、このフェンスが取り壊されると思いますけれども。

そこでお伺いするのは、現在更地になっておりますその場所は、旧庁舎跡、現在職員の駐車場として使われておりますけれども、そこにすぐに何か箱物を造らない、造る計画がないということを前提に質問、提案をさせていただきます。御存じのように、岩本寺さんが西のほうですけれども、大型バス用の広い駐車場を旧製材跡地に、既に舗装されて、白線引かれて、大型バスが6、7台止めれる非常に広い駐車場を整備されたこともあります。そういったことも含め、岩本寺から庁舎跡地、そして旧半平旅館までの、この庁舎を中心とした周辺を、副町長の答弁にもあった交流ゾーン、私はイベントゾーンとして位置

付けることも、現状での更地になっている有効利用の手だての一つではないかなというふうに考えます。

そこで一つ提案ですけれども、じゃ、どういったことをイベントとして行えばいいのかという点ですけれども、実はもう10年ほど前になりますけれども、町内の食材を町外に売り出して地産外商をテーマにした新しいイベントとして、私ども実行委員長をしております米こめフェスタ、これも一番問題になったのは、どこでまずやろうかということです。コンセプトは地産外商です。とにかく外貨を稼ごうということをコンセプトにしてやってまいりました。

そのときに、第1回目の開催地がとにかく街の中でできないかということで、今この庁舎が建っている旧国鉄バスの跡地、ここで1回目やった。次に、やっぱり狭い、駐車場がない。もっと街の中でどうかということで、本町のポケットパークでやりました。ここでやったらまた来訪者が増えて、いよいよまだ駐車場がないということで、もっと駐車場が広いところを確保しないと次から誘客できないということで、第3回目から現在の緑林公園のほうに開催しようということで実行委員会では提案をしました。そのときに商店街の方々から非常に厳しい、ますます商店街が寂れるということで、理事の方々から反対の意見が多数ありましたけれども、ずっとやるわけじゃないからと。一つの手だてとして、どういったことをやれば大きいイベントに育っていくかという、そういったこともありましたので、取りあえず広い緑林公園でやってみたらどうですかということでやり始めました。そういったことで、関係各位のご理解をいただいて緑林のほうでやったわけですが、そういったことに関しましても、この場をお借りして、関係各位にお礼を申し上げたいと思います。

今言いました米こめフェスタは県が春と秋に行っております食のイベントの、土佐の秋の豊穰祭にも位置付けをされて、多くの県民や、あるいは県外からもリピート客が定着したと私は思います。

イベントというのは、やはり情報発信のために行うものであり、米こめフェスタという地域食材をPRするイベントは、これまでの緑林公園での開催で初期の目的をある一定果たしたと。果たしたのではないかなと私は思いますし、中心部でのイベントを行うときの課題でありました駐車場の確保。この問題は、それからもう10年近く経過した現状を見ると、本当に空き店舗、あるいはいろんなところ、街の東西の駐車場、いろんなところを本当に10年前と比べると、街分に駐車スペースが本当に増えております。先ほども言った、

岩本寺さんが新たに広い駐車スペースも構えられておりますので、今ですと本町の量販店、あそこが撤廃、今年しまして、あそこも本当に広い駐車場も空いております。

そういったことも踏まえて、何とかこの街の中での大きいイベントを開催する。これは少子高齢化、閉店による副産物と言いますか、駐車場が増えたんで、やっぱり大きいイベントも街の中でもできるんじゃないかというような状況がある一定整ったように私は思います。イベントを行って、それを地域の活性化につなげるためには、やはり将来を見据えた方向転換、現状把握、あるいは時期を見て、イベントを見直すことも必要なことではないかなと思います。これまでは、先ほど言いましたけれども、狭くて車が置けないことが中心部での一番の大きなイベントができない要因でしたけれども、そういった要因がほぼ解決しつつある今、緑林公園でこれまで行ってきた一番の四万十町の集客力のある一大イベント米こめフェスタも、やはり街の中でもひょっと取り組んでも、駐車スペース、小学校なんかも天気が良ければ使えますんで、もう緑林公園でもやって定着はしておりますけれども、そのやった集客をどうやって町内の商店街に引き込んでくるか。これが、やはりイベントをやって、それを、経済波及効果を生かすために町の中でやると、また町も少し変わるんじゃないかなということで、この米こめフェスタもいろんな条件が整えれば、町外客の人気の高い谷干城まつりでありますとか、台地まつりもありますけれども、そういったことも含めて、街分の中で一つ考えることできないかなということ、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは、ご答弁申し上げたいというふうに思います。

まず旧半平旅館の前の駐車場のところのフェンスの件ですが、これについては私のほうが9月議会のほうで答弁しております。その答弁では旧都築邸周辺の課題を解決することが前提やということで、商店街の活性化と一体的な計画の中で続ける必要があるということで答弁をしております。先ほど撤去のことで、当初予算のほうで計上しているというようなお話でしたけれども、私、総務課のほうに聞きいてみますと、年度内に旧都築邸の入口から右側のフェンスのほうをまず撤去を行うというところまでは伺っておるところです。

それでは質問の要旨なんですけども、旧庁舎周辺をイベント広場でということで、副町長のほうもゾーニングをしたらというようなお話がありました。私もあまり箱物は建てず、旧庁舎についてはイベント的な広場にするのがいいのかなというふうには思ってます。

す。

それで、いろいろ私も調べたんですが、旧駐車場の跡地を始め周辺に駐車スペースが整備されたことなどの状況変化などを踏まえて、街分の活性化とか、のマンネリ化を防ぐために、米こめフェスタとか、谷干城まつり、それから台地まつりの同時開催を視野に入れた取組の提案、それからまたゾーニングについてというのが質問だったというふうに思ってます。同時開催については、議員おっしゃられたように長年の検討事項であったというふうに聞いてます。奥四万十博を迎える今年の開催でも同時開催をしたらどうかというような意見もありまして、協議をした経過がございます。

私自身も先ほど言いましたように、旧庁舎の跡地が米こめフェスタの会場でもいいのかなというところで調べました。今、緑林公園でやってます面積なんですけども、メイン会場と子ども広場がありますが、そこが1万3,000㎡ございます。それから、メイン会場のみですと6,000㎡なんですね。今、今度、旧庁舎跡地なんですけど、あそこの役場のあったところだけなんですけど、3,200㎡なんです。約半分ぐらいになります。そういうところで、ちょっと面積不足なのかなというふうに思ってます。

それと、また、周辺の施設の活用で会場ができるということになりましても、台地まつりのほうではJA四万十とか、またよさこい踊りなんかやっていますので、そういった部分で準備とか運営面で結構人が要るようで、その確保が、解決する課題ではないかなというふうに思ってます。

議員お考えの商店は、街中への誘客をいかにつなげていくかというところでございますので、イベントの同時開催は厳しいとは思いましたが、関係団体とか住民のご意見なども伺って、今年の同時開催は難しいんですけども、議員のご提案をしっかりと受け止めて、商店街の再生の中での検討課題にしていきたいというふうに思います。

次に、また、街分のゾーニングをするとした場合の検討する基本的な考えなんですけども、商店街を形成する各事業者が同一認識による具体的な方向性がいま一つ明確になっていないように思っておりまして、商工会などと協働して、商店街の魅力の向上と地域商業の方向性を明確にした活性化計画、ゾーニングをつくって、それを基本に店舗の改修等の事業を位置付けて、国や県の施策や町の支援策を取り入れた実施計画を立てる、立てて進めることが重要だと思います。それには、商店街を形成する商工会の会員の皆様の熱意と意欲が大事ではないかと考えますが、商工会においても、現在青年部を中心として検討組織を設置するというふうなことも聞いておりますので、実行するには相当の労力が必要だと

思いますけども、商工会を中心に商工観光課、また関係各課、観光協会とも連携を図って、それらを踏まえた構想づくりに努めたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 課長の答弁をいただきまして、同時開催はやはり通行止めの問題とか、台地まつりのときには中央通りが通行止めになるとか、いろいろな規制がありますので、私も答弁を聞いていて、谷干城まつり、台地まつり、米こめ、この同時開催はちょっと場所的なことも含めちょっと無理かなと思いますけれども、私としては別の日でも何とか。今の現状の本会場から言うと、6,000㎡に対して3,200㎡で少ないんですけれども、手前の半平のフェンスを取り除く駐車場でありますとか、いろいろ考え方はあると思うんで、そこあたりも踏まえて、また、実行委員会の米こめのほうで、そういったことも一回事務局のほうから提案もしていただいて、街中の開催ができるかどうか。ひとつ本年度、実行委員会のほうで検討していただくようお願いをいたしておきます。

次、三点目に移ります。半分過ぎましたので、私は質問も簡単にしますけども、答弁もよろしくお願いいたします。

三点目は、ここ、逆、駅前の方ですね。西庁舎周辺の琴平町に飲食関連店舗の起業が見られる。さらにこういった店舗を、周辺地区にも起業を増やすことが活性化の一つと考えるが、そういった飲食関係の人材育成と町内での起業に対する町長の考えを聞くというふうに通告をいたしております。

御存じのように、最近窪川にある既存の飲食関係が既に高知市内のほうに出ていって、新たに高知で営業を開始しているところもございますけれども、それはそれで、いわゆる事業主として、私、意欲もあることで、どんどんそういった人口のあるところへ行って事業を拡大していただきたいと思いますけれども、逆に先ほどの数字から見ると、本当に寂れましたんで、これ、やはり飲食関係が今増えている琴平町、北琴平あたりが今増えてますんで、それだけではなく、以前の店舗が少なくなった本町、あるいは上本町のほうにもこういった飲食関係の起業をさしたらどうかという趣旨の質問であります。

私も、それから執行部の皆さんもよく言うことが、四万十町は食材の宝庫である。こういったこの言葉をよく使いますし、町長はふんだんにある食材を加工販売する、いわゆる6次産業化に公約として事業取組をしております、近く、大分仕上がりしましたがけれども、6次産業化に向けた、東大奈路に法人の組織の直営店ができるかなということで、そういった方々は、車で来られる町外、あるいは県外の方に、ターゲットにして、加工品を

販売しよう、付加価値を付けてやるということで頑張っていると思いますけれども。

そこで、そういった法人組織で、これまで実績のある大きいところでなくて、例えば個人、あるいは1人、2人、3人組んで新しいこういった飲食関係の店を街分に起業したい、こういった思いを持ってる方への支援と人材育成に対する町長の考えを聞きたいんですけれども。そこで支援策として、これまで起業・創業には四万十町商工業振興条例に基づいて、空き店舗を利用した店舗の改装、あるいは備品のあれとか、販促関係に対するフロー事業がありまして、これは条例で今もありますので使えると思います。

そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、町の雇用創造の創出事業で、3年間の人件費の補助を行うという、1年目が3分の2、2年目が2分の1、3年目が3分の1という人件費補助がありましたけれども、確かこれは期間限定、5年間ですかね。何か期間限定であった事業だと思うんで、もうぼつぼつ今年あたりで終わるんじゃないかなということに関連してお伺いしますけれども、実は町のホームページを見ておりまして、今年の1月13日、国のほうの認定を受けて、新たに四万十町総合支援計画、これが策定されたと聞いております。

これを読んでみますと、この計画では、要件を満たした申請者を町が、特定総合支援事業者として町が認定し、その申請者を県に報告することによって、国の総合支援事業の補助金や、あるいは融資制度を受け取る事業というふうに読んで認識をしておりますけれども、この事業はどういった、申請事業者に対してどういった支援をしようとするものなのか。

それと併せて一点どうしてもお伺いしたいのは、こういった条件、あるいは国の支援を申請するに当たっては、非常に申請書類が、ちょっと敷居が高いと。とにかくいろんなことを書かなければなりませんので、ともするともう難しいからやめちょこと、遠慮することになる場合もありますけれども、そういった創業、あるいは起業する際の、商工会のそういったやっぱり申請書類などを作るのにも、やはり素人の方なかなかできませんので、そういった慣れた商工会などの協力や支援も必要になってくるんじゃないかなと思います。

そこで、先ほど言いました新しい支援事業の内容を分かりやすく答弁願いたいと。今後の新しいそういう支援計画に基づいた、商工業者に対する起業、創業への支援策をお伺いいたします。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 簡潔に答弁をせんといかんところなんです、なかなかこの計画なんかも言う、ちょっとかかるかもしれません。お許しいただきたいと思います。

まず、質問で、東大奈路にオープンする加工施設等での地元食材等を、資金の少ない方がしようという場合の支援、また人材育成に対する考え方、それから起業創業の雇用面での人件費の支援策の質問であったと思いますが、まず本町の起業創業の支援策は議員おっしゃられたように、条例に基づいて商工業の振興助成事業があり、14の事業がございます。そのうち起業創業に関わるものは、議員がおっしゃるとおり起業する場合の空き店舗の改修に対する支援や販路拡大や技術向上に対する支援をしています。また、雇用創出事業なんです、これは5年間の事業でして、今年が最終年度でございます。それで既に採択している分がございますので、その事業のみは継続して支援をすることにしておりまして、今議会の平成28年度の当初予算にも計上をしているところでございます。

したがって、今のところ支援している制度というのは、商工業の振興助成金しか今のところございません。町の起業創業しようとする人たちへの人材育成に対する考えなんです、商工業の助成事業にも人材育成とか技術開発、研究開発、起業創業活動などの事業にはそういった人材育成の支援ができる分野はあります。

しかし、町長の人材育成の方針というのは、雇用対策も踏まえまして、まちづくり戦略の中で取り組むとの意向でございますので、私といたしましては、その中で商工観光課としての意見とか考えは述べていきたいというふうに思っておるところです。

それで、次に四万十町の総合支援計画でございます。これは、平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法に基づき策定したもので、起業の創業期、成長期、成熟期、停滞期といった事業の発展段階に合わせた支援策により産業競争力を強化するために、地域における創業の促進を目的としておりまして、今年の1月13日に国の認定を受けました。

四万十町では商工業振興助成金やシェアオフィスにより創業支援を行ってきましたが、本計画によりまして、これまでの取組を強化して、四万十町商工会を始めとする総合支援機構・機関が連携して年間6件の創業の実現を目指して、平成27年度から29年度にかけても創業希望者に対する相談窓口の設置、創業に向けて各段階での支援、創業後のフォローを実施いたします。

具体的に町の商工観光課に相談窓口を設けて、相談者が必要とする支援の内容を判断して四万十町商工会や県の機関と連携して支援を行うことと、四万十町商工振興助成金によ

る支援を行うと。それから、また創業者の経営財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として行う創業支援の取組を、先ほど議員おっしゃった特定創業支援事業としておりまして、この計画では二つ位置付けております。

一つは、高知県の産学官民連携センターが実施している土佐まるごとビジネスアカデミーの受講。それから、二つ目は商工会による個別指導でございます。ワンストップ創業窓口を設けまして、より深い指導が必要と判断した場合は、創業支援によるきめ細やかなことを指導実施することで行う事業等に、創業しようとする方がなかなか書類の整備で難儀するなということなんかは、この支援員が指導をしていくような方向になればというふうには考えております。

それで、具体的な内容なんですが、この認定をしたら町が証明書を交付することになっておりまして、証明書を受けた者に対する支援措置としては、株式会社を設立する際の登録免許税の軽減措置、それから信用保証枠の拡大、それから創業補助金、これは3分の2なんですが、100万円以上から200万円以内を補助するというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 今、課長から詳しく、非常に詳しく答弁いただきましたのであれですけど。

最後のほうでおっしゃられました商工会のほうの支援員を雇用して、そういった方に書類の申請とかそういったことはできるということですよ。

それともう一点、答弁の中で分からなかった新たに起業する場合の例えば人件費補助という面については、今回の創業支援計画の中で認定すると、あるいは国や県、これは国の事業なんですけども、国のほうからそういった人件費の補助については支援をいただけるかどうか、その点ちょっとお伺いをします。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） この事業は人件費が、最後のほうで言いました創業補助金というのがありますが、その中に、対象経費の中に人件費、事業費委託料というものが含まれております。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） また、もしいろんな方が手を挙げるかも分かりませんが、創業、年間6件目標にしているということでありまして、行政あるいは商工会等々連携しながら起業を増やしていただくようお願いをしておきます。

時間もありませんので、次、四点目に入ります。四点目の質問ですけれども、これはふるさと納税の、今納税されている方を今後どう生かすか、そういった質問です。

通告では、町外からの流入、あるいは宿泊人口を増やす手だてとして、4万人いるふるさと納税者に対し、今後実際に訪れてもらう企画はできないか。問題点があれば、こういった問題点がある、あるいは予算化などの可能性がないですかというようなことを通告しております。

先ほど質問しましたように、ある一定、駅前周辺琴平町で、北琴平町でそういったお店は増えてはおるんですけれども、やはり人口減と高齢化で、この町の中だけでそういった店を増やしてもパイの奪い合いになって、やっぱり店が淘汰されます。そうすると、やっぱり若い新しい店にはお客行くけども、古くなった店舗でありますとか、旧態依然の店舗は消滅する可能性もありますので、今あるパイでなくて、やはり通告にありますように、流入人口、宿泊人口をどうやって増やすことによって、そういった新たに起業された方々にお金を落としていただくシステムをどうやってつくるかという趣旨なんで、お伺いをいたしますけれども、納税返礼者の、加盟事業者というのは個人情報関係で、この制度が終わるまでは直接納税者へはアプローチはできないというふうに認識をいたしておりますけれども、冒頭言いましたように4万人近くですか、以上ですか、前後いらっしゃるこの納税者に対する町が持つてそういうデータ。これをこの制度が終わった後どうやって生かすかというのもやはり一つの行政テーマだと思いますので、それまでの、現状で、今の制度があるうちにそういったデータを生かせないかという質問であります。

具体的に私のほうから簡単に言いますと、例えばこっちへ、納税者の方々に宿泊、飲食、あるいは移動手段としてレンタカーやレンタサイクル、そういったものへのクーポン券の配布でありますとか、例えば東京から、大阪から、名古屋から四万十町へ来るまでの、飛行機で来るのであれば、飛行機代とJRのいわゆるJR代金、あるいは車で来るのであればガソリン代であるとか高速代金、実際にここへそういった納税者の方が足を運んでくれる、そういった旅行クーポン券。こういったものを返礼品の中につくって、実際に納税者の方にそれを使って、こっちへ来て、宿泊して、飲食してお金を落としてもらったかどうかという提案なんで、そういったことを含めて答弁願いたいんですけれど。

それと近々企業版も始まると思いますけれども、企業版でありますと、また個人と違い、金額がまた大きい面もありますけれども、そういったことにも使えればいいなということで、そういった納税者が実際にここへ来るまでの、返礼品としての商品としてできないか。この点について、時間がないので、できれば端的に答弁願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） お答えしたいと思います。

ご承知のように本年度のふるさと納税の件数につきましては4万件近くなっています。また、寄附してくれました多くの方につきまして、本町に興味を持てると感じております。一度訪れてみたい。四万十川や自然の豊かさに感動した。また行きたい等の多くのメッセージをこの寄附者の方から企画課のほうへはいただいております。つまり、本町を訪れたいという方は全国にたくさんいるということで、情報発信の仕方によっては多くの方に本町を訪れてもらえる可能性があると考えております。

昨日の高知新聞に、特産品のおかげで奈半利町に興味を持てた。ふるさと納税はきずなをつくる機会になると、奈半利町のほうへふるさと納税を行った東京の方の談話がありました。企画課におきましては、本年度につきましてもこのふるさと納税をされた方のデータを活用しまして、本町の情報発信を行おうということで、町の広報でありますとか、ふるさと新聞、年賀状、カタログの送付などを行っており、寄附者とのつながりを持てたいという取組も行っているところです。

議員おっしゃられました、ふるさと納税をしてくれた方に本町を訪れてもらう取組についてでございますが、企画課としましては実は昨年より検討も行っておりまして、本町への来町を目的とした返礼品の開発ということで一部行っております。ただ、件数としては5件程度でございますが、また、申込みのほうも多いといった状況にはなっておりません。内容で言いますと、例えば松葉川温泉の宿泊券でありますとか、1週間のプチ農業体験でありますとかいう、そういうような感じの返礼品を構えております。

実は、ほんで、今後におきましては、実はふるさと納税に関する情報、これを商工観光の振興を行っております担当課、こちらへも情報提供を行いまして、このふるさと納税制度を活用して、商工観光振興の施策としての取組、これを商工観光課のほうでも行ってもらえるよう連携しながら、今後の交流人口の拡大に生かしていきたいと考えているところで、議員が一つの例としてご質問されました、直接来町してもらえる可能性の高い取組と

しまして言われましたが、旅行業法の資格を持っている観光協会等の企画商品、これを返礼品として活用することが一番直接効果があると考えております。宿泊や飲食に掛かる経費を返礼品として、逆に、この返礼品でしかできないような体験とか、食べれないようなものを構えまして特別なメニューにしたような企画商品、こういうものを返礼品とすれば、この返礼品を選択する寄附者が増えてくるとは思っておりますし、逆に寄附者が増えれば本町を訪れるということになるし、本町に来てもらえば、また別の商品も知ってもらえると、こういった好循環になっていくものと考えております。

このような返礼品の企画につきましては、先ほど言いましたように商工観光振興を担ってくれております商工会とか観光協会、商工観光課もそうですが、こちらのほうに返礼品の企画提供を行ってもらえるよう企画課としては投げかけながら、是非取り組んでいってもらいたいと考えているところです。

あと、もう一点でございますが、最後に言われました企業版のふるさと納税です。

この制度につきましては、現在国会で審議されております地方税法の改正案ということで、そちらのほうに含まれておりまして、法案が可決となれば来年度からは施行される予定と聞いております。

その内容なんですが、現在の情報では、企業が地方公共団体に寄附を行った場合、現在は寄附額の約3割が損金算入によりまして、税負担の軽減が現在されております。これを、ふるさと納税制度になれば約2倍の6割が軽減される仕組みとするもので、企業にとりましては今までと違い、寄附を行った場合の軽減額が倍になること、また、地方創生に貢献するといった企業イメージのアップにつながる税制改正でございます。

ただ、この企業版ふるさと納税につきましては、個人のふるさと納税とは少し違っておりまして、この制度による企業の寄附につきましては、地方公共団体の総合戦略に位置付けられた事業であって、地方創生を推進する上で効果の高い事業として、地方公共団体が地域再生計画を策定し、国の認可を受けた事業となっております。

そういうことで、ただ企業が寄附をするという形ではないんですが、町としましては、今後この総合戦略をこれから推進していかなければなりません。そのための施策につきまして、地域再生計画のほうに様々な施策を盛り込んで、企業からのふるさと納税の獲得のほうにも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 企業版はこれからかなということなんですけれども、やはり間違いなく来年からこれも始まると思いますので、地方創生の、いわゆる四万十町が抱えてる事業に企業が理解していただいたら、よし、この事業にうちの税金を納税しようということなんで、是非ともこれにつけても企画課中心にやはり今からやっておかないと、後手後手になると大変なことになりますので、先手必勝でありますから是非この件に、企業版に向けても取り組んでいってください。

それから次に、時間が来ました。あと5分ですけれども、宿泊施設のことを、提言を、質問をいたしております。

全部私の思いを言うと時間切れになりますので、簡単に言いますと、県もとにかく3年連続で、高知県観光は400万人を過ぎたと。これからも400万人を割ることもないと、もっと増えるだろうということを想定していろんな取組をしております。高知新聞に最近民泊の関係がすごく出ております。午前中の下元真之議員の、桜マラソンにおいても宿泊するところが少ないと。それで、これをボランティアでやるか、有料でやるかによって、4月に一部規制緩和されます旅館業法、これにも関わってきますけれども、私はやはり町として、冒頭に副町長のほうの答弁にもありましたように、地域審議会でありますとか、いろんなところから、どう見てもやはり四万十町、宿泊施設が少ないということはもう以前からの一つの課題でありますので、今まで町長には一つお考えをお伺いしたいんですけれども、これからはやはり民泊いうのを、午前中の質疑で、こういったふうに規制緩和がされるであろうということで、まだはっきりしておりませんが、今までよりは例えば保健所の問題、あるいは消防法の問題どうなるか。これ、分かりませんが、現状の宿泊施設が少ないということを踏まえて、私はやはり前向きに取り組んでいくべきであるというふうに思いますので、あと時間はありませんけれども、私の一般質問、冒頭から町長、今日は答弁機会がありませんので、最後に全体的な意見として町長のお考えをお伺いしたいんですけれども。私としては窪川商店街、本当に街分、53%店がなくなってます。全体では約7割店が、事業所が減ってますので、これを何とかしたいという思いで今回質問させていただきましたけれども、そういった解決、一気にできないとは思いますが、課題と問題点をきちんと整理されて、副町長のほうも第2次四万十町総合振興計画にいろんな課題も入れていきたいという答弁をいただきましたけれども、最後に、1時間の質疑を町長としてどんなふう感じて、どんなふうに関心を持っていただきたいか、答弁を願えればと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 最後にといいことでございまして、お答えを申し上げたいと思います。

本当に下元議員の調査、そして切実な商工業者の今の言えば運営、本当に頭の下がる思いでございます。半数程度が減ったということ。これはいろんな時代の背景もございしますが、そういったときにちょうど私も2年が間もなく来ようとしておりまして、様々な施策、いろいろな課題に向けていろいろ研究したところ、商工業であつては商工業を志すやはり人材というのが必要だろうと思います。「当事者意識」という言葉をこの間から使っておりますけども、客観的に見れば、我々もそうですけども、商店街の活性化は一応必要なことですが、やはりそこで業を成す、そういった体を成すような商業を商店ができるかどうか。これはやはりその人材が志して、しっかりそういった言えばノウハウを持って取り組むというのが大前提になるというふうに自分自身は考えています。

ですから、本当に今日いろいろのご提案をいただきましたが、やはり商工会からもちよっとお話をいただいておりますが、ここでしっかり地に足を着けて、商工業、さらには様々な起業を行う人材をやはり発掘をし、磨き上げていくことが喫緊の課題だというふうに考えております。

ですから、そういったところの中で今日はいろんなイベントの開催の問題とか、様々なご提案をいただきました。ゾーニングの話も副町長のほうからさせていただきましたが、やはり町のまちづくりの一本的な方向、この総合振興計画の策定に合わせて、しっかり平成28年度には様々な部分で位置付けをしたいと思います。

取りあえず、取り分けその人材育成はこの平成28年、早いうちから人材育成に努めながら、そこでしっかりしたノウハウを持った人材を育てれば、先ほど、いろんな創業支援はやはり効果が出てくるというふうに自分は思っていますので、手挙げ方式ではなくて、ノウハウがある方については当然それで結構ですけども、やはり発掘をして、しっかり育てていくというような観点から今後人材育成を進めながら、今日ご提案をいただきました、本当に本町の商店街、大正・十和地区を含めて、まちづくりのにぎわいを含めて、しっかり平成28年度は計画に位置付けをしながら、走れるところ、実施できるところは実施したいと考えておるところでございます。

以上です。

（11番下元昇君「終わります」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） これで11番下元昇君の一般質問を終わります。

ただいまから 2 時10分まで休憩します。

午後 2 時01分 休憩

午後 2 時10分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番中屋康君の一般質問を許可します。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） それでは、ご許可をいただきましたので、私のほうの一般質問を始めたいと思います。

本日は主に教育関係の通告をさせていただいております。社会教育関係、それから学校教育と、最後は観光施策というような通告順にしてありますので、順次お伺いをしていきたいと思います。

まず一点目ですが、質問の事項として、公民館の閉館ということで上げさせていただいております。

私、12月の、前回の定例会に、公の施設ということで、各集会所とか、こういった行政で持つ箱物についての維持管理、運営等々について順次お伺いをしてまいったわけですが、その中で公民館についてはその時点でお伺いをするのを差し控えたというか、本日のほうにお回しをさせていただいております。趣旨としては、四万十町内、公民館という施設が実は昨年、一昨年あたりから 2 館閉館になっております。一つは旧十和にありました十和中央公民館、もう 1 か所は大正にあります大正中央公民館ということで、閉館をいたしまして、大正については現在、あそこは取壊しをして更地になっております。代替の施設を造るということになっておりますが。いずれにしても、この公民館を閉館するに当たって何らかの理由等々、あるいは地元のご意見等々が、いろいろ協議を重ねてきての閉館であると思いますので、今までのいきさつ。二つの、中央公民館、公民館という名の建物が閉館をしたまでの経緯です。大正の部分、あるいは十和の部分をまずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 十和公民館につきましては昭和38年に設置されて、平成25年度に閉館となっております。大正公民館のほうは昭和46年に設置されておりまして、平成26年度末をもって閉館ということになってます。2 館とも地域の方の教育や文化などに関

する各種の事業を行って、社会教育活動の拠点として利用されてきておりました。

が、平成21年度に実施した耐震診断の結果、安全対策を実施する必要がある施設と判断されたことから、公民館の廃止について、公民館運営審議会に諮問いたしまして答申をいただくとともに、地域の住民の方の意見を聞いて、その後、それぞれの意見を尊重いたしまして、教育委員会で協議した結果、閉館となったものでございます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 閉館にした経緯というか、造り上げてからの経年の話をいただいたわけではありますが、いずれにしても経年劣化ということが両方の公民館ともどもにありました。私もそれぞれその地域で過ごした時間が長くありましたので、十分建物の傷みやら等々は十分承知をしておりますので、そういった時期であったかなということは承知をしているわけであります。

要は、お尋ねする趣旨というのは、大変公民館という建物、公民館という名の下のそういう施設が消えてしまう、なくなってしまうといううんぬんについて、大変個人として、私としても大変残念な思いがあるわけでありまして、そういった思いの背景から順次お伺いをしていきたいと思うんです。

要するに、公民館という、使命というのは、戦後間もなく社会教育というものが、戦後の荒廃を受けて、社会教育という、社会の中の教育力を高めようという、そういう拠点ということで造り上げて、営々と続いてきているわけでありますので、そういう生涯学習の拠点施設というのがなくなってしまうということなんです。これをカバーすること、今からどうするかという考え方が、今回の取壊し、あるいは話の中で、公民館の委員会の中の話に、それに代わるもの、代替施設というものをしっかり造っていききたいというような、そういうご意見があって、十和の地域、現在の昭和ですけども、集落基幹センターという名前の下で出来上がっておりますし、今回、大正のほうで今度代替施設として造り上げるわけではありますが、そういった公民館活動に資するような話の中で今回の建替えが進んできておるのかどうか。特に大正の場合も今からですので、そのあたりをちょっと事前にお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

十和公民館につきましては、公民館という位置付けを廃止し、現施設を取り壊し、現利用者等のニーズを損なうことなく、利便性の高い新たなコミュニティ施設を建設すること

が望ましいとの公民館運営審議会の答申を受けまして、地域住民への公民館廃止及び新たな地域コミュニティ施設の設置に関する説明、協議を行い、住民の理解が得られたと認識しております。そこで、昭和地区基幹集落センターが公民館機能を有した施設として設置されております。

大正公民館につきましては、改修方針について公民館運営審議会や地域住民等の意見を聴取しましたところ、近隣に整備されている公共施設を活用し、公民館の存続にはこだわらないが、不可欠な機能については新たな整備を望む意見でありました。公民館事業については近隣の公共施設で対応していくこととし、従来どおりの利用を行っていただけるようにしております。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） いわゆる建替えについての審議会等々のお話を伺いました。ある一定、審議会を通じて、あるいは地元の皆様の意見を集約しながら、一定の理解を得た段階で今回に進んでいるというようなことで承っております。

公民館というのはやっぱり地域住民の最も身近な集いの場所ということで、私ども、小さいときからやっぱり公民館といえば、そこへ行けば図書室もありました。それからレクリエーションで、スポーツ関係のこともいろいろそこで手当てもしてもらいました。

というようなことで、やはりそこは社会教育の要でありまして、少し話の視点を変えるんですが、先般の12月議会のときも公の施設の段階でお伺いをしたことでありますが、教育集会所という施設があります。これは公民館活動、公民館と同じ位置付けということで、戦後間もない社会教育の一環として、地域にそういう社会教育力を高めていこう、そういう集まりの場所にするということで、各地に集会所段階の教育集会所も現在もあります。現在もあるわけでありまして、その教育集会所を現存して、そういう利活用もしていないかという。これは公の施設として今から管理をしていくということでもありますので、はたまたそういう集会所をしっかりと残していくのに、公民館という建物がパッと消えていくと。特に本丸というか、そういう生涯学習、あるいは社会教育の本丸というのが二つ消えていくわけでありまして、そういった教育集会所等の整合性という、ちょっと問い掛けが正しいかどうかは分かりませんが、もしその地域でなくなっていく、大正の中央部、十和の中央部でなくなっていくということであると、そのあたりの今後の考え方ですね。そういう社会教育の場としての考え方として、どんなにお考えになっているのか、そのあたりの部分についてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

教育集会所につきましては、四万十町教育集会所条例第1条で、四万十町における社会教育活動の充実と発展を図ることを目的として、四万十町教育集会所を設置するとなっております。設置の目的を達成するためには、各種学級講座、講演会等を開催するなど、必要な事業を行っていくということになっておりますが、現状は地域の集会施設としての利用がされております。ということで、そういう目的を達成するためには地域の皆様に呼び掛けて、教育集会所の機能を果たせるように事業を行っていくことが必要ではないかというふうに考えております。

教育集会所は、残りますが、公民館のほうは2館とも廃館になってますので、その分について代替えできる施設を活用して、公民館活動を衰退させないように進めていきたいというふうに考えてます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 公民館活動、そういった建物はなくなったとしても、社会教育の観点からやっていきたいというお話もいただきました。

社会教育法に基づいて公民館の役割、目的もあるわけでありますので、例えばの話です。大正中央公民館が今回閉館となったということで、その機能をきらら大正へ多分移管をするということで以前からお話も伺っておりますし、今後もそういう形になろうかとは思いますが、公民館については社会教育主事を置いて、社会教育主事の下でもろもろのそういう社会教育の展開をしている、今までしているケースがあります。社会教育主事というのはそういう立場であろうとも思うわけでありますが、例えばこれがきらら大正やらそういったところのほかの施設に分散をしながら、その機能をやっていきますと、社会教育主事という動き、立場、そのところが何かぼやけて、今から所在が出てきやせんかなという心配を実は持っております。

やはりいろんなテーマ、たくさん社会教育分野があると思います。後ほどちょっとお話も出しますが、あるいは放課後の子どもたちの見守りも、同じような公民館施設でやってる場所もありましたし、今まで、現在、確かに子どもたちも、大正の公民館では、結構あそこでパソコンを覚えたりといったようなこと、それから本を読みながら集ったりというようなケースもあったりして、これも社会教育主事さんの一つの流れの中で動いたということでありますが、今後、この社会教育主事というマンパワー、マンパワーをどんなに

して生かしていくのか、教育委員会としてはお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

社会教育主事の資格を持った者が十川には2名ございまして、社会教育主事は社会教育活動の振興を図っていく、言うたら先立ってというか、司令塔のような役目を果たしてもらってます。そういう方の力をお借りしながら、借りながら、協力を得ながら、社会教育活動、公民館活動、そういうのを進めていきたいと考えてます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） お二人の社会教育主事を置かれておってということですので、先ほど、繰り返しの話になるんですが、そういう社会教育主事さんの居場所というのが、今までは公民館を通じて見えてた部分が、全く今度は見えなくなります。いうことですので、そのあたりのことの、どういう形でというのをちょっとお伺いをしたかったんですが。それが、もしお答えがまとまらなかったら、また後日でも結構ですが、課長さんあたりでも、またほかの課長さんでもそういう話で、こういう話がありますよということであればお伺いをしておきたいのと、公民館の事業というのが、一応私もちょっと取り出しをしておりますが、この公民館事業というのをもう一度お互いに確認をしておきたいと思いますので、教育委員会としてはこんなことが公民館の事業ですというのをちょっとおっしゃっていただいたら、今言った社会教育主事さんとの仕事が鮮明に見えてくるんじゃないかと思って、お伺いをしておきたいと思うんですが。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

公民館は社会教育法第20条で、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定められております。

社会教育法第22条で公民館の事業が、6項目にわたり事業内容が定められております。内容的には定期講座を開設することでありますとか、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。各種の団体、機関等の連絡を図ること。その施設を住民の集会、その他の公共的利用に供することということで、公民館の事

業はそういうふうには社会教育法のほうで定められております。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 課長お示しのとおりで、私のほうも承知をして、それで確認をさせてもらったんですが。

やはり公民館の事業というのは、今まで営々と続いてきたいろいろ講習会とか、地域の皆さんが集まって夜けいこ事をするとかいったところに供する場面とか、定期の講座を開いていろいろ勉強するというようなことがやられておりましたし、それも今言った社会教育主事さんが企画を立案もしたり、地域の実情を勘案しながらやってきたことでありますので、今言った事業等々が、例えば大正の場合、きらら大正にそれを移管をして、きらら大正で全てそういうことが継続してでき得るのかどうかのあたりのことが心配でありますし、地域の皆さんのお話も聞きますと、今までの公民館のイメージからすると、やはり施設分散をしますと、そういうことでなかなか使いづらいという、いった話があります。

ありますので、今後、大正の場合は新しい建物が建つわけではありますが、十和も基幹センターになりましたので、十和の基幹センターでどういう形で今、公民館活動がうまくいくか、つながった形でやられてるのかどうか。それから大正のほうはどんな感じで公民館活動、新たな建物の中に持っていけるのか、いけないのか。今言ったきらら大正ならきらら大正だけでやっていくのかというところの考えがあれば、もう一度ここでしっかりお伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 大正振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（山脇一生君） お答えします。

新しい施設ができた後の運営等についてのご質問であったと思います。

正に今ない状態でございますので、きらら大正でありますとか、役場の2階でありますとか、それから健康管理センター、こういったところの施設を今、代替施設として利用していただいているのが現状でございますが、平成28年度の予算で建築ができれば、そういったところで、ほとんどの公民館活動として、今までやってこられておったものについては、帰ってきて、そこでやっていけるんじゃないかなというふうに考えているところで

す。

ただ、田野々の町も長うございますので、100歳体操でありますとか、そういったお年寄りが集まってやる部分については分散した形でやるとかいった、そういう指導者の方も二つに分かれているようなところもありますので、そういったような、一部形態として

は、そういうものも出てくる可能性もありますけれども、利用者が今の、例えばきららで利用されている団体でありますと、きららを利用をするほうが都合がええよという団体もあろうかと思います。そういった団体は、そういう継続的にまた今後使用していただければいいと思いますし、新たな施設のほうで帰ってきていただくということになれば、そういった形で利用していただくというような両面性、今後さらに、もう一度施設が出来上がる手前で、そういった利用の仕方等についても利用者等と協議をしながらやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 十和町民生活課長林久志君。

○十和地域振興局町民生活課長（林久志君） 十和についてお答えいたします。

十和の公民館、既に基幹集落センターになっておりますけれども、その時点で公民館事業については非常に利用としては少ないような状況でございました。それと、別の施設、十和体育館であるとか、保健センターであるとか、そういう別の施設を使っただけの利用が多かったような状況にあります。

それから貸し館事業と言うか、公民館事業ではなくて、館を貸すという事業では数多くの、カラオケであるとか、踊りであるとか、各種会合等が随分行われておりましたが、現在ではやっぱり十和の振興局の2階のコミュニティセンターあたりを利用することが多いようでございます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 分かりました。十和のほうは基幹集落センターになったといえども、ある一定公民館活動が以前からの引き継ぎという形で、充足をしながら利用されてるというようなことで承っておきますし、大正の場合については、先ほど局長がおっしゃった内容で、今後の利活用についても幾分、新しくできる部分についても、公民館としての今までの活用ができるということで承っておいてよろしいわけですね。ということで。

公民館の在り方について、いろいろお伺いをしたんですが、やはり公民館という、全国たくさん、中央公民館、立派な公民館もありますし、公民館活動が営々と続くわけですが、町長にお伺いをしておきたいんですけども、今、社会教育の部分でお伺いをしたんですが、やはり大局的な見地から、こういう地域の皆さんの教育を通じての、いろいろな活動を充足するために、やはり公民館という名前が四万十町では恐らくこれでなくなったと思うんですが。多分、あったらすみません。今後の公民館という考え方ですね。そ

ういう、たまたま今回は十和も大正も公民館という名前の、それはなくなってしまいました。経緯もあったり、いろんな地域の皆さんの思いもあったんですが、町長としてはどんなお考えですか。今後に向かって、公民館というこの施設の在り方です。考え方です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからということでございますが、公民館については所管が教育委員会ということございますので、全体に対してのお答えをさせていただきたいと思います。

当然、公民館、今、局長、また町民生活課長のほうから説明申し上げましたが、やはり単に代替施設だけでは私は駄目だというふうに考えております。そこにはしっかりした、先ほど申し上げましたように、生涯学習を担当する社会教育主事、そういった名の者が、今後、住民のコミュニティも含めたそういった教育いうのをやっぱり推進するべきだろうというふうに、私の立場からいえばその辺でございすけども、必要だと思います。

ですから、大正の公民館の言えは今回の改築もいろいろ、当初からいろんなご意見を承ったり、私のほうからもいろいろお願いも申し上げたところでございまして、やはり住民の活動拠点としての位置付け、そしてコミュニティの醸成、さらには生涯学習への教育の場というふうに位置付けておるところでございまして、今後、また教育委員会のほうと情報交換をしながら、公民館活動の今までの経緯、そして今後の方向性については、自分自身もそういったところでまたちょっと勉強させていただきながら、本町のそういった生涯学習の今後の方向性について研究していきたいと考えております。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 是非そういうお考えを持っていただいて、今後の展開をお願いしたいと思います。取り分け大正の中央公民館の跡地については、今、消防の防災拠点としての依頼が結構強うございまして、コミュニティというところ、折半をして利用するというような事前のお話もいただいておりますので、あまりにもそういう、防災拠点、非常に大変重要な部分でありますので、そういったところの折り合いをつけながら、コミュニティの場の中に公民館活動がやっぱり残っていく、活動しやすいような施設造りをお願いしたいというところで、地域の皆さんのお話もだんだんに聞こえてきますので、公民館についてのお話をまず伺ったわけであります。

その次の社会教育の分で、もう一点だけ上げております。これは公民館活動ということの関わりの中でも、気持ちも上げておいたんですが、後段で話をする学校教育の絡みもあ

ったりして、ちょっとお伺いをいたします。

放課後子ども教室というのが現在実施をされております。前の議会でお伺いした、いわゆる放課後児童クラブ。これは厚生労働省絡みのお話で伺いました。大体10歳ぐらい、小学校の1年生から3年生ぐらいまでの放課後の、家庭が共稼ぎの皆さんの子ども、子弟を預かってという児童クラブの話を伺ったんですが、それ以外に放課後子ども教室というのが今現在展開をされております。国は放課後子どもプラントというのでありまして、今言った厚生労働省の放課後児童クラブ、それから今回、この場合、文科省の分の放課後子ども教室というのと両方、今、各省庁をまたいでやっております、できれば一本化した、同じ施設で、同じ児童クラブと子ども教室も一緒にやってもいいですよというような話の流れがあるんですが、現在、やはり放課後子ども教室。大変子どもたちが最近いろんなところで事件に巻き込まれるとか、いわゆる学校の放課後時間帯が、非常に遊び場もない、過ごし場所がないというようなケースで、国を挙げて過ごし方イコールそこに学力の、勉強の時間も入れながら子どもたちを伸ばすというようなプランがありますので、放課後子ども教室が現在この町内の学校で、恐らくこれ、学校の空き室を利用するという話でありまして、どんな状況になっているのか、お伺いをしておきたいと思いますが。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

放課後子ども教室は小学校の授業の放課後や休業日において、小学校等の施設を利用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、児童の健全育成が図られる環境づくりを推進するため実施しているものでございます。

事業内容としましては、学びの場、予習・復習等の学習活動を行う。それと、体験の場、スポーツ・文化活動等の体験活動を行う。それから交流の場ということで、異なる年齢の児童や地域住民等との交流活動を行うということに主に取り組んでいくことになっております。

平成27年度は影野小、仁井田小、東又小、七里小、口神ノ川放課後子ども教室、川口小、田野々小、昭和小、十川小の9か所で実施しております。

登録児童数は、全体で195人。一日の平均参加児童数は102人となっております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 放課後子ども教室、非常に幅広く展開をされてということで承知を

いたしましたし、各学校でも、これ、全校ではないでしょうかね。町内各ではなさそうなのですが、ある一定。

これはやはり大事な時間の、子どもたちの過ごし場所提供もありながらやっていかないといいかと思いますが、これに、放課後子ども教室に関わる指導員というか、支援者、支援員というのが必要になってきますし、お願いをしていると思いますが、その指導者の充足はされておるのか。それだけ一点お伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 指導者につきましては登録という形で、うちのほうへ届け出ていただいております。全体で73名の方、登録を平成27年度はしております。

それで、指導者につきましては有償ボランティアという形で、それぞれの子ども教室で放課後や休業日に子どもたちの指導をいただいております。

指導員は開設時に2名以上の配置となっております、子どもに目が届くような体制を取っておるところでございます。

また、障がい児につきましては指導員を加配して、障がい児の受入れを行っているところです。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 指導員、支援員は有償ボランティアということですが、登録がかなって、十分充足されているということでもいいわけですね。はい。分かりました。

時間の関係もありますが、ここで伺っておいたのは、今からお伺いする学校教育関係のほうにもつながっていく話であります。厚生省、あるいは文科省も、子どもたちが放課後の時間を有意義に過ごすようにというようなことで関わっている事業でありますので、できれば全校に展開をしていく仕事として、これもやっぱり考えておいていただきたいなということで、まずお話を伺っておきたいと思います。

続いて、学校教育関係ということでお伺いをしていくわけですが、学校教育関係で、大きく地域と学校についてということでお尋ねをするようにしてあります。地域の皆さんの関わり合いが学校教育の中で大切になってきているというようなことで今回上げておりました、実は、まず一点目は、コミュニティスクールということで上げさせていただいております。

学校運営協議会制度ということですが、これは国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのを受けて、導入をしておるということでありまして、本町では

どこの学校あたりがこの導入をしてやっているかなというようなことでお聞きもしたり、しておりましたら、米奥小学校というところ、学校で現在実施をされているというような話もあります。

たまたま昨日の高新に、米奥小学校の学校運営協議会の、いわゆる特別賞ということで、美の里づくりコンクールというようなことで新聞に出ておりました。大変素晴らしい活動ということが認められておるということで拝見をいたしたわけでありまして、小さくてもキラリと光る学校ということで、地域の中の皆さんが学校周辺の景色の中で、学校教育の中にこういった運営協議会を動かして行って、子どもと土地の触れ合いとかいったところと、学校の教育支援をしているというのがたまたま昨日出ておりまして、同じような思いで見させてもらったわけでありまして。

まずは学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールという形で文科省は言っておるんですが、この開設がされまして、どのぐらいたってて、米奥小学校で実践をされた内容、成果というものがどのぐらい挙がってるのかまずお伺いをしたいのが一点。

併せて、今回、当初予算の中に、学校関係の概要の中に出していただきました学校支援地域本部事業というのが出ております。これも今回何う学校運営協議会と全く同じような形で、地域の中の動きとしての、いろいろ考え方、スタイルというか、いろいろあるようであります。先ほど言った放課後の子ども教室といったところ、それから今回お伺いする学校運営協議会制度、コミュニティスクールというのと、今回教育委員会のほうで出されております、予算化をいたしました学校支援地域本部事業と言うんですか、があります。

それから私がたまたま2、3年前、4、5年前からになりますか、学校関係の評価者委員会というのがありまして、そこにご招請をいただいたもんですから顔を出しておりまして、そういった形で地域の皆さんが学校教育との絡み合いを兼ねておりますので、まず学校運営協議会制度。米奥小学校で実践をされております成果と、それから、先ほど言った学校支援地域本部というのがどういう形でミックスされて展開をされていくのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） コミュニティスクールの導入状況と、その成果ということで、まずは答えさせていただきます。

本町では、先ほど議員のお話いただきましたとおり、米奥小学校が学校運営協議会制

度、コミュニティスクールを導入しております。平成21年度に導入し、今年で7年目になります。

米奥小学校は導入に関しまして、地域の方を招き、地域の方から学習する活動、地域の教育力の活用ということになります。それから、学校から地域に出て、地域の方から学習する活動。これは地域の教育的財産の活用になります。それから、学校が地域の方と共に学習する活動。これは学校が地域の活動に参加する活動。このような活動に取り組むとともに、学校の児童を理解し、児童の健全育成に地域ぐるみで取り組む、こういう体制づくりを行うことを基本的な考えとして行っております。

今まで取り組みました成果ですけれども、地域の学校への関心というのが高まって、地域の輪が増えたと、支援の輪が増えたということ。それから、土日の活動など、保護者や学校の負担を学校運営協議会が担ってくれて、大きな支えとなっているということ。それから、地域の高齢者の方との交流や触れ合いにより、高齢者の方の喜びや生きがいになって、子どもたちと親しくなったというようなこと。それから、学校運営協議会の人たちと児童と交流することで、子どもたちの願いが届き、距離が縮まったと。などのたくさんの成果が挙げられております。

それから学校支援地域本部ですけれども、今、窪川小学校、それから東又小学校、それから仁井田小学校で学校支援地域本部を開設という今運びになっております。

それで、これは学校のいろいろな教育活動のほうに地域の方が支援をしていただくということで、その間にコーディネーターという方がおられまして、そのコーディネーターの方が学校と地域の間を受け持って、いろいろな、学校とコーディネーターが話をし、コーディネーターが地域の方と話をし、例えば何かの行事をやりたいということであれば、その行事についてのこういう方とか、こういうことをやったらというようなことをコーディネーターのほうが一気に受け持って、学校のほうと連絡・調整を取ってやっていくということで、そういう今、学校支援地域本部というのは、これまではうちの町になかったんですけれども、これからこういう3校できていくということになっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 学校運営協議会で、いろんな関係の人で構成されているケース、非常に成果も挙がっているというお話もいただきました。

これ、昨日の新聞を見ますと、40名の方のいうことで組織化されておるということであ

りまして、実態的に、具体的に成果が挙がっておるというお話も伺いましたので、このコミュニティスクールという、学校運営協議会制度というのが今後、そういう成果を受けましたので、町内の各学校へこれを導入していくものなのかどうかといったところをお伺いをまずしておくんですが。

この学校運営協議会制度というのは、私も浅学な知識でちょっと調べてみたんですが、要は協議会の委員になった方が学校運営の主体となって運営をしていくところに入っていくということで、取り分け一部人事への意見具申もそこには、いわゆるメンバーに入ってくると。協議会の委員になった場合については、そういった責任を持たなくてはいけないというようなことの考えがあるようですので。今まで、米奥小学校では人事絡みでそういった意見具申があったのか、なかったのかということと、今後、これを各小学校単位なら小学校単位に広げていく場合に、そういったところの考え、動かし方でそういうネックにならんのかなというようなことがありましたので、まずお伺いをしておきたいと思います。とにかく、考え方、広げていくのかどうか。

それからもう一点。新たに今回導入する支援地域本部の仕事ですよね。今、3校、窪川と東又と仁井田でしたね、ということでコーディネーターを入れてやるということですが、これも同じような考えで、やっぱりこれを今回実証いうか、学校で経験をしてもらって、広げていくということであろうと思うんですが、そのあたりの二つのやり方です。多分、地域の皆さんが入ってくるということについて、同じやり方で競合するところがあると思いますので、どういう形で、どっちにウエートかけていくのか、どういう感じでやっていくのかというところを基本的に伺っておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） コミュニティスクールというのは、学校運営協議会を設置してるという学校になります。先ほど議員もおっしゃられましたように、学校運営協議会の主な役割ということでありますけれども、例えば校長が作成する学校運営の基本方針を承認するということでありますとか、それから学校運営について、教育委員会、または校長に意見を述べることができるとか、それから教職員の任用に関して、教育委員会に意見を出すことができるということでございます。

それから任用等に関しましては県の教育委員会のほうになりますけれども、意見ということで、意見具申をいただくということがありまして、米奥小学校の運営協議会のほうからも意見具申はいただいております。

それで、コミュニティスクールなんですけれども、今、影野小学校のほうで平成26年、27年とコミュニティスクールの導入促進事業の指定を受けておりまして、平成27年度で終わりました。それで今年度から影野小学校でコミュニティスクールを導入することになりまして、本校では2校目のコミュニティスクールとなります。

文部科学省でコミュニティスクールの成果として、学校と地域が情報を共有するようになったとか、それから地域や学校に協力的になったとか、地域と連携した取組が組織的に行えるようになったという地域連携。これを始めまして、教職員の意識改革であるとか、それから児童・生徒の学習意欲が高まったとか、学力が向上したなどの学力向上。それから、いじめ、不登校、暴力などの生徒指導の課題が解決したなどの、生徒指導上の課題解決なんかの成果も文科省のほうは挙げられてます。

そういうことで、今後もコミュニティスクールを導入する、希望する学校には文部科学省のコミュニティスクールの導入等の促進事業の指定というのもありますので、周知を行って、円滑な導入に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 私のほうから、コミュニティスクールや学校支援地域本部、こういったウエートで進めていくかというような問いがあったと思います。そのことについてお答えをさせていただきます。

地域と共にある学校づくりの充実方策につきましては、先ほど議員申されたとおり、コミュニティスクール、また、学校支援地域本部、そういったものがございます。そういったものの推進、活用が有効ということで私どもも捉えておるわけでございます。

が、四万十町内の各小中学校におきましては、開かれた学校づくりなどにおきまして、地域の力を活用した取組が既に行われておる学校。これは先ほどのコミュニティスクール、学校支援地域本部事業、そういったものを導入してなくても、実際に地域の力を借りた取組をしておるという学校もございます。

今後におきましては、コミュニティスクール、また、学校支援地域本部も推進をしながら、それぞれの学校の特色、そしてニーズ、そういったものに沿った学校づくりの充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。よって、コミュニティスクールか学校支援地域本部か、あるいは今の現状で地域の力を借りて充実させていくのか、そのあたりはそれぞれ学校の、先ほど言ったとおり、特色、ニーズに沿った形、そういった

ところでの充実を図ってまいりたいと考えておるわけでございます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） ありがとうございます。お答えを順次いただきました。今、教育長のほうのお考えもいただいたわけであります。

先ほどもちょっと話をしたんですが、私も評議、いわゆる関係評価者になっておりまして、やはり周辺の状況やら学校の状況を見てみますと、私どもの学校周辺も非常に落ち着いて、子どもたちもしっかり勉強にいそしんでおる状況がよく見えてまいります。学校と地域と家庭が一緒に、一体となるという場面が今からやっぱり必要だと思いますので、是非とも、先ほどの手段としてコミュニティスクール、いわゆる本部、学校支援地域本部といった方法があるかと思いますので、要は現場の、学校の現場のサイドのニーズもよく見極めていただきながら、どちらがいいのかというのを考えていただきたらと思います。皆さん、地域のボランティア、読み聞かせのボランティアとか、放課後なんかの、いわゆるスポ小なんかでも非常に力を入れて、地域の方が一生懸命、熱心に関わっておられますので、やはりそういったところに増強する意味でも、こういった素晴らしい目的に向かった制度がありますので、是非とも広げていっていただきたいなということで、この項の質問を終わらせておきたいと思います。

最後のほうの質問になりますが、観光施策ということ上げております。奥四万十博の受入体制ということでお伺いをしておきたいと思います。

いよいよ4月10日からということで、もう1か月を切りました。12月25日まで開催される奥四万十博の受入れということで、これは今回いろいろな一般質問やら、それから予算質疑の中でたくさんのお話が出てきておりますので、私のほう、お伺いするのは、細かい部分では申し訳ないんですが、おもてなしというか、受入体制のことについてお伺いをしておきたいと思います。

その前に、奥四万十博という名前が入ってきていうことですが、地域にお話を伺いますと、やっぱり実感がまだまだわいてこないという。これは始まってきたらそういうことになるかも分かりませんが、やはり奥四万十と言って、ピンと目の前の、周辺の慌ただしい動きの中に、じゃ、奥四万十博が10日から始まるんだというようなことが、ちょっとまだ目に見えてないというようなお話も伺ったりもしますので、今日は二点。まずは周知の施策のこともありますが、その前座で、公共施設のトイレということの改修状況ということでもあります。

私なんかもほかの施設、あるいはほかの観光地を訪れますと、やはりトイレの事情というのが非常に目に付きますし、以前もこんなお話もさせてもらったんですが、間もなく受入れが始まります。たくさんの観光客がおいでになるということでありますので、公共施設トイレというのが、今だんだんに改修はされておるようでありまして、私なんかの身近なところでありますと、大正道の駅のトイレ。あるいはJRの大正駅のトイレあたりも改修工事が始まっておりまして、その準備が、うまく間に合うのかというところもお伺いをおきたいんですが、まずはそういう受入体制の公共トイレ事情というか、トイレのチェック。点検は恐らく済んでいるとは思いますが、担当課のほうでやはり見回していただいて、チェックをされてるのか。やはりトイレはまずきれいにしておいて、お迎えをして、観光客を、気持ちよく利用していただいて帰っていただくというところでもありますので、まず改修の状況と、それから観光客を迎えるに当たっての町内の公共トイレのチェック、それをお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは私のほうから奥四万十博の受入体制という中で、公共施設のトイレの改修状況についてでございます。

町内の公共施設ということ、公共施設や観光施設っていうところへ、ほぼ水洗のトイレというものを設置されているかなというふうに思ってますが、数についてまでは今日は調べておりませんけれども、その中には大分古くなって、老朽化で改修の必要性があるという施設もございます。今回、奥四万十博ということでは、国道の381号とか、JRの予土線沿線のトイレとかいったところが主なところになるかなと、観光客が利用されるかなということが考えられます。

最近の改修状況を申し上げますと、平成25年度にJRの予土線の打井川駅の下にあります県道沿いのトイレの改修をしております。それと、同年度に轟公園、上の公園のほうですが、そこのトイレの改修とか含めて、洗面所も含めて改修をしております。それから平成26年度にはJR昭和駅と十川駅のトイレの改修をします。それから平成27年度、今年度なんですけど、議員がお話ありましたJR土佐大正駅のトイレ、それから道の駅四万十大正にありますミュージックトイレの改修を今実施しておりまして、年度内の完成ということで目指しております。

最近の改修状況については以上でありますけれども、奥四万十博で大事なものは、やはりそこのトイレの清掃だと思います。そういう部分は施設の管理者とも十分に協議、指示等

もいたしまして、快適なトイレの中で用を足すというような心構えはしておかなければいけないかなというふうには感じております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 商工観光課長のほうからトイレの改修状況等を伺いました。

大正、あるいは今、JRの木のトイレあたりは急がないと、4月10日始まりですので、年度内ということですので、改修を急いでもらうということをお願いをせないかなという感じであります。

それから、二つ目にお伺いをしようと思った清掃に係るウエート。ある一定やっぱり清掃事業ということでお金も入れながら、期間中というばかりではないんですが、常々清潔にしておくということが大事だと思うんで、そのあたりのところ、心配りというか、ところはチェックしてもらいたいなと思います。やはりオリンピックの招致ではありませんが、おもてなしということの気持ちで、やっぱりこれは関わっていかないかんということで、トイレ事情ということでちょっとお伺いをしたんですが、だんだんに受入体制も整ってるということでありますので、常々心掛けていただきたいなということであります。

それから、正に間近にした周知施策。言ったように、ピンと来ないというような町民の皆さんもいるんですが、今現在、10日の開幕を向かえて、周知の状況。いわゆる内外に向けての状況を、予算質疑の中でも出てこようかと思うんですが、もう一度この場面でお伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは二点目の住民等への周知施策というところでの取組ということでございます。

過日の町長の行政報告の中でも一定のご説明をしているところでございますけれども、町民の皆様への周知といたしましては、今年の1月号から、町の広報誌、町の広報誌でございますが、その1ページに「奥四万十博通信」という形でコーナーをつくりまして、他市町の広域イベントとともに、町内の情報を合わせてお知らせしているということでございまして、こういった独自の「奥四万十博通信」というのはほかの他市町とは違って、他市町は広域のイベントについての情報なんです、本町はそれとともに、町としてのイベントも合わせて載せているというようなことでございます。

また、今月末の区長文書に、町長の指示等もございまして、期間中のイベントを記載し

たカレンダー的な資料を配ってはどうかというふうなアイデアというか、いただきましたので、それにつきましてもお知らせをしようと思ってます。本町、他市と比べまして、イベント数もかなり多くて、1年分を載せるとかなりな量になりまして、字も小さくなるということで、3か月ごとということにしてまして、今回は4月から6月分をお知らせする。それから順次3か月ごとというような形で、住民の皆様にも本町を含めて広域でのイベント情報をお知らせをするということにしております。

また、奥四万十博を盛り上げていただくためにサポーターを募集してまして、本町は団体のほうで101、個人が179でございまして、合わせて280のサポーター数になってます。期間中はこのサポーターの人たちと連携をしながら、町民の皆様への情報提供にも努めたいなというふうに思います。

一方、高知市とか中四国とか東京などの都市圏のほうにつきましては、奥四万十博の推進協議会のほうの公式ホームページなどを通じて、イベント内容等をお知らせしております。

これまでに各5市町で計画したイベント、また、体験プログラムなどを入れながら、ポスターや広報用動画などを作成するとともに、観光施設、それから空港とか駅などへのポスター、のぼり旗の掲示、また、テレビ・ラジオなどでのメディア広報、各種雑誌等への掲載、県内外へのキャラバン活動などにも取り組んできております。また、各市町のそういったイベントなどを掲載したガイドブックも作成しております。これ、春夏号なんですけども、それについては主要な観光施設とか公共施設等に配布する予定になっております。

住民の理解はというところありますが、この奥四万十博は、何回か言ってますけども、住民の皆さんが直接関わるというケースは少ないわけですが、誘客キャンペーンというタイトルというか、目的でございまして、そういうことがありますけれども、期間中の町内のイベントとか、各地域へ観光に訪れた方々に接する機会等があると思いますので、そういうった際のお声掛け、おもてなし等、温かくお迎えをしていただきたいなということで、ご協力をお願いしたいというふうに思ってます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 周知施策を商工観光課長のほうからいただきました。

いろいろ企画をされておりますし、この機会にケーブルを通じて、こういうことをやっていますよというようなことで、またお目通しをいただいたらというようなこともありま

す。

最後のほうの触れた、住民があまり直接ということじゃ、話がありましたけども、決してそうではなくて、やっぱり住民も一緒になって盛り上げていくという気持ちは、相乗効果を挙げていかないかんというのが大切です。そういう意味合いからすると、やはりみんながこういうゴールデンウィークに向かったの仕仕事として、盛り上がった形をしていかないかんという思いであります。

間もなくゴールデンウィークが始まります。一番集客をするときであろうと思いますので、それに間に合うように是非ともPR活動をして、内外の皆さんが訪れるようにしていただければと思うわけであります。

先般、東部博が同じような時期で昨年終わりました。いうことで、安芸審議会のこういう関連の、ちょっとのぞいてみましたら、ゴールデンウィーク、安芸のほうでは2倍、平年の2倍のやっぱり集客があったということでありますので、我がほうも2倍どころか、3倍ぐらいの集客ができるように、その体制づくりをしっかりと頑張っていきたいなという思いで通告を差し上げております。時間がちょうど来ましたので、これで終わります。

○議長（橋本保君） これで15番中屋康君の一般質問を終わります。

ただいまから3時25分まで休憩します。

午後3時11分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番槇野章君の一般質問を許可します。

13番槇野章君。

○13番（槇野章君） それでは本日最後の一般質問をさせていただきます。通告書の項目が大変少のうございます。それで質問は短く、答弁は分かるよう長くということをお願いしたいと思います。

それでは滞在型市民農園クラインガルテンについて質問をさせていただきます。

1項目目としまして、年度末に13戸、戸じゃない、組ですが、が出ていくと聞くが、要因は何かという質問です。

13組また出ていくことを卒園と言うかもしれませんが、この滞在型市民農園クラインガルテンは指定管理となっており、指定管理者のことをとやかく言うつもりはありませんが、いろいろこの規制のある中、大変よくやっていただいております。町がこのガルテン

の情報を共有しているのかについてお聞きをしたいと思います。

まず先般の3月9日の新聞報道でもありましたが、この3月末に13組が滞在型市民農園より出ていくと聞いております。うち2組は、2組の4人は町内移住ということですが、3年間の試用期間がある中、6か月あるいは1年など短期の利用もあると思いますが、22棟ある中で現在何棟利用があって13組が出ていっていくのか。また、4月以降の利用者の見込みについて、まずお聞きをしたいと思います。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） まず滞在型施設の利用状況について。22棟ございますがその状況でお答えしたいと思います。

現在1棟が空いておりまして、それを含めると、年度末には議員おっしゃいますとおり13件の空きが出るというわけであります。先日農園の卒園式もございまして、その後の交流会で私もギター、下手なギターかき鳴らして別れを惜しんだところでございます。

退園の理由といたしましては、まず契約期間の満了。3年間の契約期間を取っているわけではあります、満了によるものが8件、8件と言うか、8組と申しましょうか。それと家庭の事情によるものが5件となっております。家庭の事情による方については、それぞれ個人的な事情があると思いますが、それ以上のことをちょっとお伺いすることできませんでしたので、まとめて家庭の事情ということで一くくりにさせていただきました。

今後の見込みでございますが、4月、または5月からの利用予定となっておりますのは現在のところ3組、3件となっております。

この契約期間の満了が8件という状況は分かっておりましたので、この予想を見据えて毎年全国紙、新聞ですね、それとか『田舎暮らし』などの専門誌への広告を行ってまいりました。そのほかに東京・大阪での移住相談にも募集をしているところでありますが、今年はそれに加えて、今年に入ってから強化月間ということで、関西地方を中心に全国紙、新聞への広告のほか、当然であります施設のホームページなどでも積極的な募集を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 13番榎野章君。

○13番（榎野章君） 課長ごめん、トータル今何人おるがやったか。何組。

（農林水産課長熊谷敏郎君「22」と呼ぶ）

22、はい。その滞在型市民農園の前に、御存じのように園芸施設団地が建設されて景観が悪くなったと指摘する人もおりますが、これも県の土地のため仕方がないと思います

が、それも一つの要因ではないのか、お聞きいたします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） ご質問は、次世代施設園芸団地が建設されたということで景観が変わったと。それによって、それが原因ではないかというご質問であったと思います。

確かに高軒高の園芸ハウスが整備されておりますので、北側ですね、北側の景観が大きく様変わりしたことは間違いございません。また、現在工事中でありますので、騒音など施設の利用者の方には大変ご迷惑をおかけしているところでございます。

この高軒高ハウスが整備する前に県に対しまして、施設利用者、それから施設の管理者など一緒に県に対していろいろ要望をしたところでございます。ガルテンの前のあたりはちょっと空けていただきたいか、そういう要望をしたことがございます。そういったことはありますが、この園芸施設の建設が直接的な退園の理由であるという声は聞き及んではないところでございます。

ただこれからは、施設利用者の募集については今までどおり、ご本人の意思決定される場合は現地を見学していただいたり、それから面接などもございまして、こちらのほうへお越しただけることがあるわけですので、実際に施設の周囲も含めて状況を確認されると思いますので、全く影響がないかはちょっと言えないのが本音でございます。

しかしながら、この施設運営については指定管理者などが頑張ってくださいっております。営農支援センターの四万十のスタッフとか東又地域の方、また、町内いろいろなボランティア団体などによる利用者に対して心のこもったサポート体制を取っているところでございます。このサポート体制につきましてもこの本町のクラインガルテンの売りの一つであるというふうに考えております。募集の際には、そういった点をしっかりとPRをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 分かりました。

それでは二点目の、県の移住促進事業を活用しているが、今まで何組利用して、移住した戸数ということでお伺いしていきたいと思います。

このクラインガルテンは平成21年に国費が700万円、県の移住促進事業補助金が1億円と、そして町費が5,500万円。平成24年には7棟が増築して国費が2,300万円、県の移住促

進事業補助金が4,200万円、町費が4,500万円。これを合計すると国費が3,022万円、県の移住促進事業補助金が1億4,200万円、町費が1億円ということになりますが、多額な費用をつぎ込んだ割に移住者が大変少ないと思いますが、ガルテンの本来の目的である、別荘感覚で田舎暮らしが体験できる場所と本当の移住とは違いもあると思いますが、平成22年度から何組が利用して移住に成功した戸数は何戸あるのか、お伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 議員おっしゃいますとおり、この施設は平成21年度に当初の整備ということ、それから平成24年度につきましては増棟などの整備に国の交付金のほか、県の補助金でございます移住促進事業の補助金を活用しているところでございます。

この施設には滞在型施設のほかに日帰り農園というものがありますが、移住の観点でのご質問でありますので、滞在型施設の利用者についてのみの答えとさせていただきます。

まず今までの利用件数であります、合計で44件、44組のご利用がございました。地域別の内訳を申し上げますと、東京都などの関東地方が9件、9組ですね、愛知県などの中部地方が5件、それから大阪府などの近畿地方が16件、中国地方では、広島県になりますが1件、そして高知県内が13件、合せて44件のご利用がございました。

このうち本町に移住された方というご質問であったと思いますが、平成22年度に1組3名、平成24年度に1組2名、平成26年度に2組3名となっております。また、先ほど議員おっしゃってございましたように、これに加えてこの4月から移住される方もいらっしゃいますので、2組4名がおいでますので、これを合わせますと6組12名の移住ということになります。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 分かりました。

本町の今やっている移住促進事業と比較すると、移住率が大変悪い。滞在型市民農園の利用者の移住率の低さが大変低いですが、要因をどう捉えているのかまたお聞きしたいと思います。移住促進事業では平成24年度、16組33人、平成25年度には17組37人、平成26年度には17組27人、平成27年度は見込みということですが30組で45人と、比較しても歴然とした違いがあります。どんな違いがあつてこういう数字になるのか、お伺いをいたしま

す。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 移住促進事業、つまり町内への移住総数に比較して市民農園利用者の移住の数が少ないと、その悪い要因はどういうふうに考えているのかというご質問であったかと思います。

企画課の調べによりますと、先ほど議員おっしゃってありましたような移住の実績が上がっているところでございます。それに比べて滞在型の移住については先ほど私が申し上げた数字で、確かに低うございます。

滞在型市民農園の施設の設置目的を申し上げますと、一つとして、都市住民等に農作業を体験する場を提供することにより、都市住民等の農業に対する理解と関心を深めるというのが一つ。それから都市住民等との交流を促進することによって、移住や新規就農への移行促進及び地域の活性化を図るというようなことが目的となっております。

やはりこの施設を利用したいと思われる方は覚悟を決めて、よし、四万十町に移住しようというよりは、まずはお試的に田舎体験をしてみたいという希望者が多いのではないかと思います。このことが要因の一つと考えます。また移住の受け皿となる住宅の確保についても要因の一つではないかと思っております。

先ほど申し上げました移住促進の事業の実績には、当初から本町に移住しようという強い意思で飛び込んでこられる方も多いわけであります。一方、先ほど申し上げましたように、本町の滞在型農園としては、まずは四万十町に興味を持っていただき、農作業等を通じて地域住民との交流も図っていただいて、本町の良さとか魅力を感じてもらい、そしておかまいなかったら移住してくださいねとお誘いする役割がある施設であると思います。その点などがありまして、町内全体の実績件数と比較すると、滞在型市民農園からの移住実績が低いということではないかと思っております。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

以上です。

○13番（槇野章君） それでは三点目をいきたいと思います。

クラインガルテン四万十の利用者アンケート調査をどう捉えるかということですが、これ、ネットで拾えますが、平成27年8月に地方創生の関係でアンケートが取られたと思いますが、サンプル数が13票と、多いか少ないかちょっと分かりませんが、質問項目の中で、「あなたは四万十町に今後も住んでみたいと思いますか」の問いに、条件が合えば住

みたいと、今後もまた住みたいと合わせると69%。約過半数以上の人が四万十町に移住したいということですが、こういう結果が出ている割に滞在型市民農園が低い移住率になっているのは、質問で「あなたが四万十町に定住するにあたり重視することは」ということで9項目の設問があるわけですが、10票と住宅の確保が最も多くなっております。また、「あなたが四万十町に移住するために必要な支援は」の問いには、住宅確保への支援が9票ということで多くなっていますが、移住促進事業と連携を取って移住促進をされておられるのか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） アンケート結果によりますと、条件がそろえば四万十町に移住しても構わないという回答があったことにつきましては、スタッフなどのご尽力にもよってそういう結果があるということで、私は大変うれしく思っているところでございます。

ただその条件の中には、先ほど議員のご指摘がありましたように、住宅の確保というのが重要な件であります。移住に結び付いてないのは、やはり生活の基盤であります住宅の確保がネックになっているのではないかとということで、移住促進事業を行っております、企画課が窓口でやっているわけではありますが、そことの連携はどうなっているかという点でのご質問であったと思います。

まずこのクラインガルテン四万十の住人の方への移住に対する支援の第一歩といたしましては、住宅確保の支援の第一歩といたしましては、企画課が把握をしております空き家情報の提供をまず行わせていただいております。それから移住者が希望する住宅のニーズとのマッチングというものを行って紹介できる物件、その住宅がありましたら現地案内もさせていただいているところでございます。さらに併せまして、軽微な住宅改修費の補助事業もありますので、そういった軽微な住宅改修についての補助金等の紹介もさせていただいているところでございます。基本的に滞在型市民農園の利用者の皆様への情報提供につきましては、その情報につきましては企画課の担当者と共有をしているつもりでございます。利用者のニーズの把握、そして可能な限りそれに見合う情報提供を行っているところでございます。

ただし利用者の住宅に対するニーズは本当に多様でございまして、条件に合う住宅がなかなか見つからない場合が多うございます。特に家賃とか、それから田舎でありますので浄化槽の有無、それから買物等についてのその利便性などですね。こういったこと、細や

かなニーズが合致しないと、なかなかその家を気に入っていただけるということにはならないので、移住に結果的に結び付かないというジレンマもあるところでございます。主管課の農林水産課としては、利用者からよく聞く声といたしましては、クラインガルテン四万十の利用者は大変仲良く交流ができておりますので、一つのコミュニティとしての機能があって、施設環境に本当に親しみを感じていらっしゃいます。そういうこともあって、先ほど結果でありましたようなアンケートの条件がかなえば四万十町に住んでみたいということになっているものと思っております。

いずれといたしましても3年間の短期間とはいえ、クラインガルテンは農園を活用した四万十町での生活体験ができるところで、また、地域との交流も図れる施設であるわけでございます。今後も移住率を高めるような働きかけに努めるとともに、住宅確保の支援策については関係各課、特に企画課とさらに連携した取組を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 滞在型市民農園は四万十町に住民票がない人が利用することになっておりますが、四万十町滞在型市民農園条例特定農地貸付に関する農地などの特例に関する法律、市民農園整備促進法などにはその規定がありませんが、利用期間が最長3年ということですが、例えばの話ですが、3年の残りの1年は住民票を移して四万十町住民になって新たな移住先を探すなど、違った動きができないのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 地方公共団体が市民農園を開設する形態といたしましては次の三つの形態があるわけです。一つとして市民農園整備促進法というものがございしますが、ちょっと略していると思いますが、市民農園整備促進法による整備が一つ。

そして二つ目として農園利用方式によるもの、これが二つ目。

そして三番目が特定農地貸付法によるものということで、平成21年度に整備をする際にこのどれが当てはまるのかということでいろいろと検討をしてきたところでありますが、このうち最初に申し上げました1の市民農園の整備促進法によるものと、二つ目の農園利用方式によるものにつきましては、市民農園の区域の指定が必要であったり、また現在のような運営状況を行っていく場合は、この二つはそぐわないということで、本町は三番目の特定農地貸付法に基づいた整備を行っているところでございます。正式な法律の名称は

特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律ということになっております。つまり農地法等の特例をうたっているものでございます。

この特定農地貸付法や関連する政令とかなどを読み解きますと、一時的な都市農村交流を目指して、趣味的な利用などについては例外的にその権利を付与し農地を貸付けできるというようなことに読み解くことができるわけです。また、その農地に付帯する、ラウベと言いますが、ドイツ語で小さな小屋という意味になりますが、滞在型施設については一時的に休憩する場所という意味合いとなりますので、定住する住居ではないと解釈されるために住民票は置けないという見解でございます。この案件についてはとても重要なことでありましたので、中国四国農水局、国の方にも問合せを行ったところ、この判断であったと確認が取れております。それによって、住民票を本当は移して移住につなぎたいわけですが、この縛りがあります関係で置けなくなっております。決して法令の中に住民票を置いてはならないと書ききってはいないんですが、法令上の解釈によって、先ほど申し上げましたように農水局、国等ができないと判断していることによって、住民票が置けないということになっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 農水局の見解ですが、農地だから住民票が移せんということだと思いますが、ちなみに広島県の世羅町では民間の業者が遊休農地を宅地に転用して、入居後住民票を移してもらって、終の住みかにしているところもありますので、ご参考にさせていただきたいと思います。

それでは次に四番目に行きたいと思います。

親子で利用する場合、子どもは住民票を移さず小学校などへ通学できるかということで、滞在型市民農園を子どもと利用したいということを結構自分のほうでも聞きますが、小学校校区などの問題で利用ができないということをよく聞きますが、何か手だてがあれば利用者も増えるのではないかと思います、何か方策はないのか、お聞きをいたします。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 親子で利用する場合、子どもは住民票を移さずに小学校等へ通学できるかということだったと思いますが、学校教育法施行規則の第9条では、児童生徒をその住所の存する市町村の設置する小学校または中学校以外の小学校または中学

校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校または中学校がほかの市町村、または都道府県の設置するものであるときは当該市町村または都道府県の教育委員会の承諾を証する書面を添え、その旨を児童生徒の存する市町村の教育委員会に届けなければならない。」ということになっております。

その第2項で、「市町村の教育委員会は、前項の承諾を与えようとする場合には、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会へ協議するものとする。」というふうになってます。

これを受けまして、四万十町立小学校及び中学校における区域外就学に関する取扱要綱の第2条で、「四万十教育委員会は他市町村に住所を有する児童生徒の保護者から四万十町立の小学校または中学校に区域外就学を希望する旨の申請が出された場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ、関係市町村教育委員会の承諾を得たときは、当該児童生徒の区域外就学を承諾することができる。」というふうに規定されてます。

先ほどありましたその別表の基準として、その中でいろいろ基準はあるわけですが、その他の事情というところで、教育委員会が特に区域外就学が適当であると認めた場合に認められれば区域外就学となります。また過去には、住宅定住促進事業のお試し滞在住宅で来られた方に対し、区域外就学制度により児童生徒を学校へ受け入れた経緯があります。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） そしたら子どもがこっちで小学校、中学校へ通学できるということですね。

それでは保育園児が保育園通園は、そのところで保育料等の兼ね合いもあると思いますが、本町として対応ができるかできないかを教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

保育所への、住民票がなくても入所できるかという質問だと思います。その場合に保育所の広域入所という制度がございまして、これは地方自治法の第244条の3第2項で、「普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。」ということになってまして、3項で、「協議については関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と

ということで、議会の議決を終えれば受入可能でして、保育所は保護者が労働等で保育に欠ける児童を保育する児童福祉施設ということになってまして、保育に欠けるということが要件になってきます。

クラインガルテンのさっきお話でしたんで、そこへ来られる子どもの保育所入所と考えられますので、東又保育所への入所ではないかということで、そういうことで保育に欠ける、それと、保育に欠ける児童であるということでお答えをさせていただきます。

流れをちょっと。まずは町内の広域入所の場合は町内の児童が入所優先で受入れを行います。そして住所地の市町村から四万十町の保育所へ入所を希望している児童がいるということで、その住所地の市町村から協議書が届いてくるようになります。次に受入れできる、うちのほうで余裕に、年齢の定員に余裕があれば受入可能となりまして、議会の議決を得た後に市町村間で公立保育所の使用に関する協定書というものを締結して、保育所の広域入所ということができるようになります。次に、本町には社会福祉法人って言う、窪川児童福祉協会という、運営する保育所がございます。その保育所に入所する場合は市町村間で保育所使用に関する協定を結びまして、児童の住所地の市町村とその社会福祉法人とで保育業務の委託契約を締結すればよくて、議会の議決を必要としない方法もございます。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 保育園も学校も可能ということですが、そうした場合、本町の持ち出し費用いうたら言い方が悪いですが、これが発生すると、せっかく来てもろうても本町には何のメリットもないんですが、その点はいかがございましょうか。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 本町の持ち出し費用の件でございますけれども、本町が小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して直接負担しているのは日本スポーツ振興センターの学校保険料、一人当たり945円であり、この金額が持ち出し費用となります。

以上です。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

保育に係る費用については、その住所地のほうから支払われる費用が、まず保護者から、児童の住所地市町村が決定した保護者徴収金、いわゆる保育料が当町に保護者から支払われるようになります。

それと国の定める年齢に応じた保育単価から保護者からの徴収金を差し引きしたもの、それが四万十町へ広域入所委託料という形で支払われてまいります。

それと国の保育単価のみでは保育所運営費を全て賄えるという状態ではないので、ちょっと不足分が生じまして、その分が当町の持ち出し費用ということになってきてまして、ちょっと今実際に想定した話なので、算定したものはございませんけど、持ち出し費用は出てきます。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） こういった今聞いた内容は、もちろんクライנגアルテンのほうへは情報提供で流しちやりますよね。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） その持ち出し費用等につきましてはクライングアルテンのほうには連絡というか、そういうことはしておりません。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

広域入所の制度でありますとかその持ち出し費用については、ちょっとお伝えしてない状況です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 是非、利用者も増えるということですので、その情報を共有することを是非お願いしたいと思います。

それでは最後の質問ということで、町は本当に移住促進に力を入れているのかということでお伺いをしたいと思います。

移住促進事業では平成24年から27年の見込みまでで80組、人数で145人が移住してますが、滞在型農園では先ほども言いました6組12人ということで、何が違うのか。このガルテンの利用者アンケートの中に、移住定住に向けた空き家バンクの充実、空き家が多い割に町からの情報がないと。本当に移住者の受入れをやっているのかとか、もっと頻繁に住宅の紹介をしてほしいなど切実な意見があります。当初予算では町長が子育て支援事業などを盛り込んでおりますが、人口の上昇にはこの両輪で考えていかないといけないと思いますので、今後ガルテンの利用者の移住策をどのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 所管する農林水産課といたしましては、町全体の移住の策ということではなくて、やはりクラインガルテン四万十の移住策ということでお答えさせていただきたいと思います。

先ほどのアンケートの結果もありましたように、指摘されるところはまだあろうかと思っています。そういったことを解決しながら進めたいと思います。

と申しましても、この施設ではイベントの回数も年間100回を超えるほどありまして、先ほども少し触れましたが、地域住民とかボランティア団体、それから関係機関の協力はもとより施設管理者の努力、これがあって、魅力ある施設運営に積極的に取り組んでいるということでございます。

この取組によって、先ほども申し上げましたが、アンケート調査にもありましたように、条件が合えば四万十町に移住してみたいという利用者の声もあるわけでありますので、やはりその施策さえ整えば移住につながるものというふうに思っております。やはり今後重点的に取り組まなければならない課題は住宅の確保であろうと思います。議員おっしゃるとおりでございます。多様なニーズに対応するには、情報提供が可能な空き家の紹介の積み増しとか、また、関係各課との連携をさらに強め、新たな支援策も必要ではないかと考えております。農林水産課としてはまず空き家となっている分についての利用者、これを利用してもらうことに努めて、まずは施設に来てもらうことが優先と思っております。そして、町内への移住がスムーズに移行できる体験型の施設でありますので、私も交流会に大いに参加してお酒も飲んで、下手なギターもまずは弾いて、今後もさらに有効的な活用に努めたいと思っているところでございます。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 是非ともお願いしたいと思います。

それでは最後に企画課長のほうへ。四万十町のホームページでも空き家の情報が大変少なくなっちゃうと思いますが、空き家はたくさん出てきておりますが、職員が調査、あるいは直接交渉して空き家の確保に努めているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） これまでの質疑で農林水産課長のほうも、今クラインガルテンの入居者の方の本町への移住が少ない一番の原因は、ニーズに合った住む居宅、住宅がないというふうな答弁やったと思います。

企画課もその点は認識しておりまして、町内で貸せれる空き家が出た場合にはクライン

ガルテンのほうへ情報をまず流しております。ただなかなかその空き家がない、空き家がないじゃなしに、貸してもらえない空き家がないという大きな課題があります。ですから先ほど議員ご質問があられましたように、今、町のほうでは空き家の確保に向けて力を入れておりまして、平成28年度におきましても中間管理住宅をやりますとか、古市町の県職員住宅を改修して、移住用の住宅として使いたいというふうにも考えております。

ただ今年度もう一度空き家の調査を現在行っております。それによりますと、中間報告ではなるんですが、かなりいい状態の空き家があります。ですから平成28年度はこのいい状態のまず空き家から順番に職員のほうが所有者の方へ、空き家を貸してもらえるとというまず交渉、これが一番大事なことということで、交渉を行いたいと考えております。本年度についても実は移住相談員2名を雇用しておりまして、一番の仕事として、移住の相談もそうなんですが、この空き家を借りるという交渉、これを業務に行ってきました。ただなかなか現実には難しいという状況でございまして、大きく移住をこれから進めていくにも住宅の確保。これは特にクラインガルテンなんかの利用者の方、一番移住される可能性が高い方になるんですが、一番、大きな居宅の確保というのが大きな課題ですので、そちらを第1点目の重要項目。

それと併せて、移住促進の全体的な取組として、企画課では来年度情報の整理発信、ここにも力を入れたいと考えておりまして、ホームページでありますとか移住サイト、この、うまく四万十町のPRの情報の提供。あと、相談者に対して住宅でありますとか仕事、生活環境。この辺の情報をうまく整理して、四万十町に住めばこういういいことがありますよというような感じで移住者を増やしていきたいと考えております。本町、昨年11月に総合戦略人口ビジョンを策定しました。これからの目標、年間40人のUターンとかIターンを含めてですが、移住者を獲得しなければ、この人口ビジョンで目指す人口は達成できないという状況でございます。是非ともこの目標以上の移住者獲得に向けて、今後取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番榎野章君。

○13番（榎野章君） それでは積極的な情報提供をいただき、移住が増えるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで13番榎野章君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 4 時 5 分 散会